

みえ子どもスマイルレポート〈令和6年度(2024年度)版〉

～「三重県子ども条例」および「第二期希望がかなうみえ
子どもスマイルプラン」に基づく施策の実施状況について～

(案)

令和6(2024)年6月

三 重 県

目 次

はじめに	．．．	1
1 子ども条例に基づく施策の実施状況 （条例に基づく令和5年度の取組）	．．．	4
2 「第二期スマイルプラン」に基づく施策の実施状況	．．．	10
別表 令和5年度に実施した子ども条例に基づく施策の 実施状況一覧	．．．	62

はじめに

三重県では、「子どもの権利条約」の理念にのっとり、「子どもの権利が尊重される社会」の実現をめざすため、平成23年4月に「三重県子ども条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例では、3つの基本理念として、「子どもを権利の主体として尊重する」、「子どもの最善の利益を尊重する」、「子どもの力を信頼する」を定めるとともに、県の責務として、「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定し、実施すること」、「県民の皆さんがそれぞれの役割を果たすための配慮や連携・協働して行う取組への支援を行うこと」を明らかにしています。

条例を体現するため、子ども・子育て施策に関する中期計画を「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」として整理しており、二期目である「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（以下「第二期スマイルプラン」という。）では、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」を目指すべき社会像と位置付け、その実現に向けて取り組んでいます。

「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなう」とは、結婚を希望する人が結婚したいときに結婚でき、子どもを産みたい人が産みたいときに安心して子どもを産み育てることができるよう、社会的な制約やさまざまな要因がなくなっている状況をあらわしています。

また、「全ての子どもが豊かに育つことができる」とは、全ての子どもが、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えを受けて、経済的、物質的にのみならず、精神的にも、人間関係の上でも豊かに育つことができる環境が整っている状況をあらわしています。

子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化し、以前にも増して課題が複雑化・複合化する中、子どもの笑顔や子育ての喜びあふれる地域社会づくりを進めるためには、子育て世代だけでなく、あらゆる世代が子ども・子育てに関心を持ち、積極的にかかわっていくことが必要です。

そのため、子どもや子育てにかかる取組を進めるにあたって、さまざまな主体と「協創」し、その「協創」をより進めるべく、「縁を育む、縁で支える」（「孤立」、「孤独」にさせない）という視点を各取組の方向性として取り入れています。

また、第二期スマイルプランに取り組むにあたっては、以下の5つの前提や約束事を「計画推進の原則」として掲げています。

- (1) 子どもの最善の利益を尊重する
- (2) 「家族」形成は当事者の判断が最優先される
- (3) 人や企業、地域社会の意識を変える
- (4) 「家族」の特性に応じてきめ細かに支援する
- (5) 子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える

特に、「(2)「家族」形成は当事者の判断が最優先される」については、結婚や妊娠、出産など、ライフステージにかかる意思決定について、個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、「結婚する・しない」や「子どもを産む・産まない」などは、個人の判断が最優先されることに留意しています。

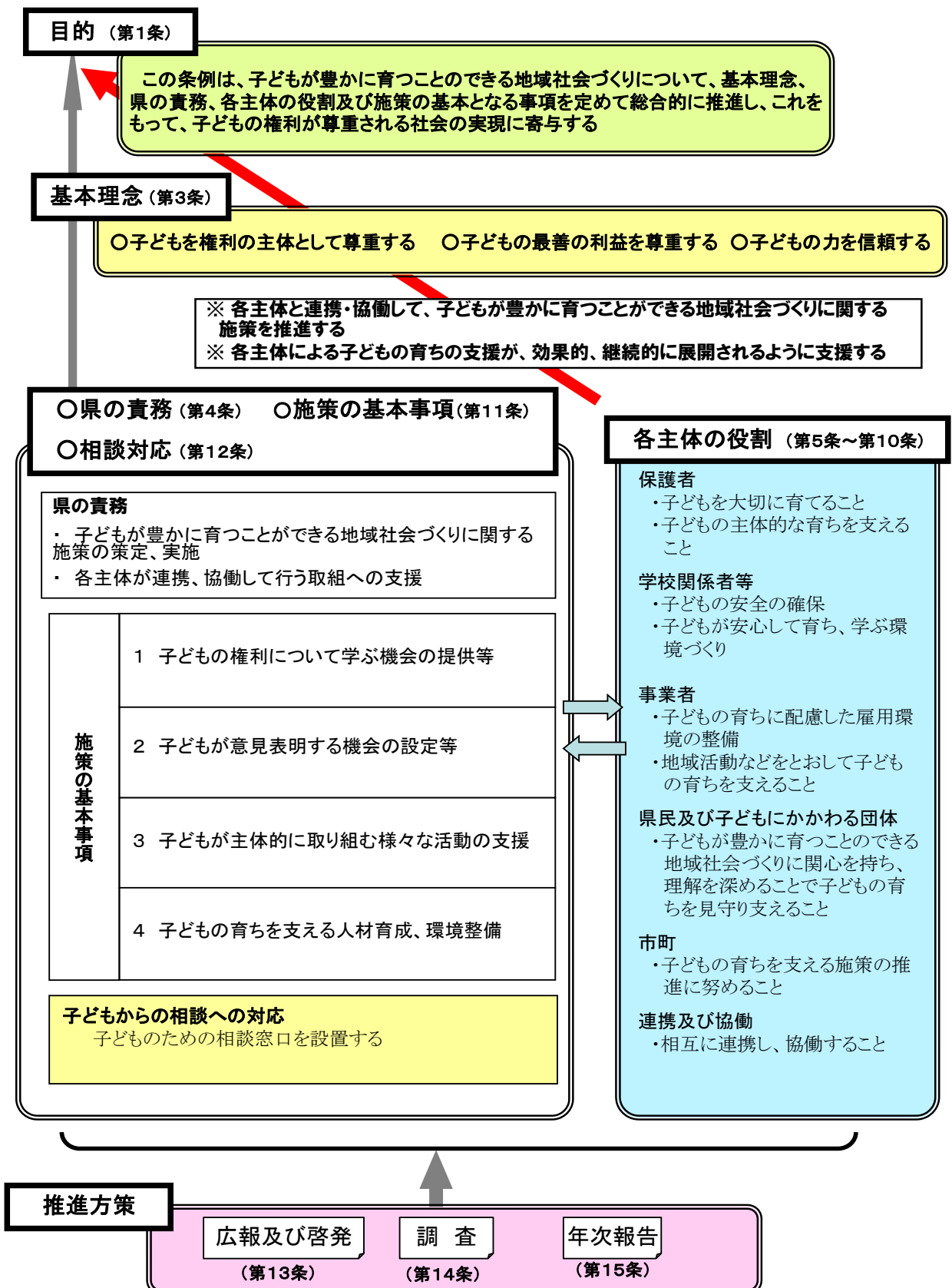
この「みえ子どもスマイルレポート」は、令和5年度の本県の子ども・子育て施策に関する取組状況をまとめたものです。

このレポートを作成・公表することで、第二期スマイルプランにかかる年次報告として、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づき、めざすべき社会像の実現に向けた進行管理に努めるとともに、子ども条例第15条の規定に基づき、県が行う施策の実施状況を評価し、施策への反映に努めるものとしします。

※子ども条例第15条

知事は、毎年、この条例に基づき県が行う施策の実施状況を評価し、これを年次報告として取りまとめ、公表するとともに、施策への反映に努めるものとする。

「三重県子ども条例」の構成



1 子ども条例に基づく施策の実施状況（条例に基づく令和5年度の取組）

（1）条例第11条に基づく施策の基本となる事項の取組

（施策の基本となる事項）

第11条 県は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項の確保を旨とするものとする。

- (1) 子どもの権利について、子ども自身が知り、及び学ぶ機会並びに県民が学ぶ機会を提供すること。
- (2) 子どもに係る施策に関して、子どもが意見を表明する機会を設け、参加を促すとともに、子どもの意見を尊重すること。
- (3) 子どもが、自らの力を発揮して育つことができるよう、主体的に取り組む様々な活動を支援すること。
- (4) 子どもの育ちを見守り、及び支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町が行う活動の促進が図られるよう、環境の整備を行うこと。

条例第11条では、県の施策の基本となる4つの事項を第1号から第4号のとおり定めています。

以下では、各号の内容および各号に基づく令和5年度の主な取組について、子ども・福祉部所管分を中心に抜粋して記載しています。なお、各部局の取組全体については、別表のとおりまとめています。

第1号 子どもの権利について学ぶ機会の提供等

子どもの権利を守るためには、子どもが自身の権利について学び、その権利が侵害されたときに声をあげることが必要です。また、子どもが権利を有する一人の独立した人格であるということを、大人が理解することも必要です。

三重県では、引き続き、子どもの権利について子どもも大人も学ぶことができるよう取組を進めます。

【令和5年度の主な取組】

◎「三重県子ども条例」推進・啓発等の実施（子ども・福祉部）

子ども自身が子どもの権利について知ることができるよう「三重県子ども条例」の理念に基づき作成した「子どもの権利ワークシート」及び「デジタル絵本」について、小中学校校長会で周知し、授業で活用いただくよう依頼しました。

◎「子どもの権利ノート」の配付（子ども・福祉部）

新しく児童養護施設に入所する子どもに対し、施設での生活がどのようなものかなどを知り、一人ひとりが守られる存在であることを知ることができるように「子どもの権利ノート」を配付しました。また、里親等に委託される子ども向けの「子どもの権利ノート」を配付しました。

第2号 子どもが意見表明する機会の設定等

子どもが、自身の持っているさまざまな思いや意見を表現すること、表現した思いや意見が尊重されることは子どもの大切な権利です。また、子どもの意見表明の機会を積極的に設けることは、子どもの社会参加の促進にもつながります。

三重県では、引き続き、子どもが意見を表明する機会を設定するとともに、表明された意見を尊重し、県の事業に反映するよう努めていきます。

【令和5年度の主な取組】

◎児童相談所におけるアドボカシー（子ども・福祉部）

平成30年度から、児童相談所職員等を対象に子どもアドボカシー・アドボケイトに関する研修を行い、「職員の支援が子どもの自尊感情や自信を高め、困難な課題を自分で解決できるという気持ちを持たせる」「子どもが言いたいことを言う機会を持ち、耳を傾け、子どもの権利を保障する」といったアドボカシーの原則等を学んでいます。

令和5年度は、一時保護所に入所中の児童および一部の児童養護施設等に入所中の児童を対象として、アドボケイト派遣に取り組み、権利についてのワークショップやアドボケイトの紹介、希望する子どもへの個別面談や意見表明の支援など、子どもの要望に応じた支援に取り組みました。

◎キッズ・モニターアンケートの実施（子ども・福祉部）

県のさまざまな施策に対する子どもの意見を集めるため、小学4年生から高校生の子どもを対象にインターネットを用いた電子アンケートに回答していただく「キッズ・モニターアンケート」を全11回実施しました。

◎「第15回ありがとうの一行詩コンクール」の実施（子ども・福祉部）

子どもから家族や友だちなどへ、大人から子どもへ、思ってはいるけれどなかなかお互いに伝えられない大切な人への「ありがとう」の気持ちをテーマにした一行詩コンクールを実施しました。（募集期間：7/10～10/10）

令和5年度は、家族部門、友だち部門、地域部門にて作品を募集し、特に学校を通じた応募の呼びかけに積極的に取り組んだ結果、5,425作品の応募をいただきました。

◎みえこどもの城における「コドモ1000ボイス」の集約（子ども・福祉部）

11月の児童虐待防止啓発月間の取組（オレンジリボンキャンペーン）の一環として、みえこどもの城において、子どもが周りにいる大人に伝えたいことを表現した「コドモ1000ボイス」を募集、集約しました。（メッセージ集約数：1,007枚）

集まったメッセージについてはこどもの城館内に掲示をするとともに、抜粋して動画やポスターに加工したものを関係機関、協力企業・団体等に配布し、啓発を行いました。

(みえこどもの城において、指定管理者事業として実施しました。)

◎中学生のメッセージ（少年の主張三重県大会）の実施（子ども・福祉部）

中学生が日ごろ感じていることや考えていることを広く県民に訴えることでその思いを発信するとともに、自分自身の生き方や社会とのかかわりを考える機会とするため「中学生のメッセージ 2023」を実施しました。

主張は作文として募集し、審査を経て優秀作品 14 点について三重県大会での発表を行い、最優秀賞などを決定しました。(応募数：8,191 件)

(公益財団法人三重こどもわかもの育成財団との共催により実施しました。)

第3号 子どもが主体的に取り組むさまざまな活動の支援

子どもが自ら考える力を身につけ、その力を発揮して自身の思いや夢を実現し、成長していくことは、子どもの「育つ権利」を実現することにつながります。

三重県では、引き続き、子どもが主体的に取り組むさまざまな体験や活動を支援していきます。

【令和5年度の主な取組】

◎オシゴトチャレンジミエキッズ（子どもの会社見学）の実施（子ども・福祉部）

地域の子どもたちに貴重な学びや体験の機会を提供するため、みえ次世代育成応援ネットワークの会員企業において、会社見学（工場や職場）の受入企業を募集しました。

県内の幼稚園・保育所・放課後児童クラブ等に対して見学の公募を行ったところ、11件のマッチングが成立し、会社見学(出前講座を含む。)を実施することができました。

◎みえこどもの城「高校生☆プラネタリウムコンテスト」の実施（子ども・福祉部）

子どもたちの科学や天文、地球環境に関する興味関心を高めるとともに、高校生が考え、挑戦し、活躍する機会の提供の一環として、県内高校生を対象にプラネタリウム作品を募集し、みえこどもの城ドームシアターでの発表、審査により優秀作品 2 作品を決定しました。

優秀作品に選定された 2 作品は、みえこどもの城の最新式プラネタリウム投影機を使って上映を予定しています。

(みえこどもの城において、指定管理者事業として実施しました。)

第4号 子どもの育ちを支える人材育成、環境整備

地域の中で子どもの育ちを支える人材の育成を行うことや、地域において子どもの育ちを支える活動が促進されるよう環境整備を行うことが必要です。

三重県では、引き続き、子どもの育ちを見守り、支えるための人材の育成を行うとと

もに、保護者、学校関係者等、事業者、県民および子どもに関わる団体ならびに市町が行う活動の促進が図られるよう、環境の整備を行っていきます。

【令和5年度の主な取組】

◎保育士に対する研修の実施（子ども・福祉部）

新任保育士の資質の向上や就業継続支援を図るための研修、人権問題についての正しい知識を習得するための研修等を実施しました。

（新任保育士就業継続研修：194人、人権保育専門講座：11市町、24講座）

◎保育士等キャリアアップ研修の実施（子ども・福祉部）

保育士の処遇改善や資質の向上のため、募集定員を拡大し、インターネットを活用したeラーニング形式にてキャリアアップ研修を実施しました。（修了者数：2,356人）

◎放課後児童支援員認定資格研修の実施（子ども・福祉部）

放課後児童支援員として必要な知識や技能の習得等のため、インターネットを活用したeラーニング形式にて放課後児童支援員認定資格研修を実施しました。

（修了者数：412人）

◎不適切保育再発防止に係る取組（子ども・福祉部）

不適切保育の再発防止に向けて、令和6年2月に四日市市、津市、伊勢市の3会場で人権擁護に関する集合研修を実施しました。集合研修の動画については令和6年4月末までの期間、県内すべての保育施設、幼稚園等に配信しました。

（参加者数：3会場あわせて約150人）

◎「子どもの居場所」づくりにかかる人材育成（子ども・福祉部）

「子どもの居場所」は、人とのつながりや教育・体験の機会を通じて、子どもの自己肯定感をはぐくむことで、貧困や孤独・孤立を解消する重要な役割を担っています。

令和5年度は、子どもの居場所開設等に関心のある方を対象とした勉強会の開催（全7回、延べ137人参加）や子どもの居場所の継続的な運営に向けたアドバイザーの派遣（6件）、活動中の子ども食堂等でのインターンシップ（7人）、子どもの居場所を支援したいと考える企業・団体からの申し出を、子どもの居場所へつなぐマッチング（92件成立）に取り組みました。

◎思春期保健指導セミナーの開催（子ども・福祉部）

中高生の性や予期しない妊娠等、思春期の子どもたちや家族が抱える性にまつわるさまざまな問題を関係者で共通理解し実践に活かすため、令和6年2月11日（日）にセミナーを開催し、199人の方に参加いただきました。

◎移動児童館等の実施（子ども・福祉部）

大型児童館であるみえこどもの城が、子どもたちの健やかな成長、発達、自立を促

すために地域で実施する移動児童館を計 100 回実施するとともに、県内児童館との連携強化、地域のさまざまな団体・個人等との協働による地域の見守りネットワークづくりなどに取り組みました。

(みえこどもの城において、指定管理者事業として実施しました。)

(2) 条例第 12 条に基づく子どもからの相談への対応の取組

(相談への対応)

第 12 条 県は、子どもからの相談に対応する窓口を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする。

条例第 12 条では、県が子どものための相談窓口を設置し、関係機関と連携して対応することを定めており、県では、この規定に基づいて、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営しています。

「こどもほっとダイヤル」では、悩みや不安を抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら、子どもが自らの力で解決していけるよう支えています。

また、虐待やいじめなど、子ども自身の力だけでは解決できないような問題について相談を受けた場合は、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応にあたっています。

令和 5 年度の相談件数 (922 件) について、その内訳 (不明を除く。) を見てみると、性別では、男性 (505 件) からの相談が女性 (103 件) より多く、学年別では、高校生 (89 件)、中学生 (26 件)、小学校高学年 (24 件) の順に多い傾向にありました。

相談した動機としては、上位から「聴いてほしい」(398 件)、「助言が欲しい」(67 件) となっており、対象者としては、上位から「自分について」(185 件)、「友人・知人について」(159 件) となっています。

相談内容については、例年、人間関係 (161 件) に関する相談が多い傾向にあり、相談した子どもの気持ちについては、昨年度と同様に「いらだちや怒り (100 件)」を表現した相談が多いという特徴がありました。

引き続き、子どもの権利について子ども自身が知り、学ぶ機会を提供するとともに、相談窓口の周知などに取り組みます。

フリーダイヤル

相談時間：年末年始を除く毎日 13：00～21：00

相談件数：922 件（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）

(3) 条例第 13 条に基づく広報および啓発の取組

(広報及び啓発)

第 13 条 県は、子どもの育ちについての県民の関心及び理解を深めるとともに、県民が行う子どもの育ちを見守り、及び支える活動を促進するため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

条例第 13 条では、子どもの育ちについて県民の皆さんの関心や理解を深め、子どもの育ちを見守り支える活動を促進するために、必要な広報および啓発を行うことを定めています。

令和 5 年度に実施した「三重県 IT 広聴事業 e-モニター（電子アンケート）」の結果では、子ども条例について「名前も内容も知っている」、「名前だけは知っている」と回答した方は 24.3%でした。なお、「名前も内容も知っている」、「名前だけは知っている」と回答した方について、「三重県子ども条例」を知ったきっかけについて調査したところ、53.9%が県や市町の広報紙で知ったと回答しています。

引き続き、「三重県子ども条例」にかかる理解が一層広がるよう広報誌等を活用するほか、研修会等の機会をとらえて広報・啓発していく必要があります。

(4) 条例第 14 条に基づく調査・公表の取組

(調査)

第 14 条 知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他のこの条例に基づき県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表するものとする。

条例第 14 条では、子どもの生活に関する意識、実態等について必要な調査を行うとともに、県の施策の実施状況について評価し、報告をまとめ、その結果を公表することとしています。

子ども・福祉部では、数年ごとに、子どもの生活に関する意識や実態等に関する調査を実施しており、令和 5 年度には、小学 5 年生、中学 2 年生、高校 2 年生とその保護者、県民を対象に調査を行い、その結果を「みえの子ども白書 2024」としてまとめました。

今後は、県民の皆さんに、様々な機会を通じて「みえの子ども白書 2024」の内容を周知するとともに、調査結果等の内容をふまえ、三重県子ども条例の改正及び三重県子ども計画（仮称）の策定等に取り組みます。

2 「第二期スマイルプラン」に基づく施策の実施状況

第二期スマイルプランでは、めざすべき社会像である「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をふまえ、計画全体を包含する数値目標として、以下の2つの「総合目標」を設定しています。

総合目標①

県の合計特殊出生率（平成 30（2018）年 1.54）を、2020 年代半ばに、県民の結婚や出産の希望がなかった場合の水準（「希望出生率」）である 1.8 台に引き上げる。

総合目標②

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」（平成 30（2018）年度 51.5%）を、令和 6（2024）年度に 63.5%まで引き上げる。

また、第二期スマイルプランでは、めざすべき社会像の実現に向けて、「子ども・思春期」「若者/結婚」「妊娠・出産」「子育て」に「働き方」、子どもや妊産婦、子育て中の方への安全配慮や、外国人住民への適切な情報提供など、誰もが安心して子育てできるための「環境の整備等」を含めて、ライフステージごとに、切れ目のない取組を進めているところです。

なお、さまざまな課題のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、第二期スマイルプランにおいて、特に集中的に取り組む内容については、「重点的な取組」として位置づけ、重点目標を設定のうえ進行管理を行っています。

重点的な取組	
1	子どもの貧困対策
2	児童虐待の防止
3	社会的養育の推進
4	若者等の雇用対策
5	不妊に悩む家族への支援
6	切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
7	周産期医療体制の充実
8	幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援
9	男性の育児参画の推進
10	発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援
11	仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

以下では、（1）において、ライフステージごとに、県における令和 5 年度の主な取組と今後の方向性について、子ども・福祉部所管分を中心に抜粋して記載し、（2）において「重点的な取組」の進展度についてまとめます。

また、（3）において総合目標の達成状況について評価・分析を行うとともに、（4）において全体的な進捗状況からみた令和 5 年度の取組について総括のうえ令和 6 年度の取組につなげます。

(1) ライフステージごとの主な取組状況と今後の取組方向

子ども・思春期

子ども食堂をはじめとする子どもの居場所は、コロナ禍においても着実に増加しているものの、スタッフや活動場所の確保、活動資金の調達などに課題を抱えています。そこで令和4年度より、子どもの居場所を「持続可能な取組」とするための各種支援事業を実施しています。

令和5年度は、子どもの居場所の人材育成にかかる取り組みとして、勉強会の開催やアドバイザーの派遣、インターンシップを実施しました。また、子どもの居場所を支援したいと考える企業・団体からの申し出を、子どもの居場所へつなぐマッチング事業では、のべ92件のマッチングが成立しました。

また補助金として、従来の「三重県子ども食堂等支援事業補助金」、「三重県学習支援・体験活動等支援事業補助金」に加えて、新たに「三重県子ども食堂等朝ごはん事業補助金」を創設し、運営者の創意工夫による多様な活動を支援しました。

さらに、子どもの居場所の多種多様な活動のモデル事業として、「飲食店」（四日市市、鳥羽市）及び「朝食」（四日市市）をテーマとしたモデル事業を実施し、子どもたちへの食の提供機会の増加と、子どもの居場所の新規開拓を図りました。

今後は、子どもの貧困対策に関わるさまざまな団体との連携を強化し、地域資源を活用しながら、課題を抱える子育て家庭が多様な支援につながるができるよう、誰でも参加できる「子どもの居場所」づくりを進める必要があります。また、子どもの貧困対策は身近な地域で取り組むことが効果的であるため、市町や関係団体等で構成する「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、支援体制の充実を図る必要があります。

(子ども・福祉部)

令和5年5月に発生した児童相談所が関与していた児童の死亡事案を受け、7月に設置された有識者等で構成する第三者による「検証委員会」から、令和6年3月に提出された検証結果報告書の提言を受け、再発防止策を徹底していくとともに、引き続き、児童相談所をはじめとした児童相談体制の強化を図り、児童虐待の防止に向けた取組を進めます。

また、市町における児童虐待の早期対応力の強化のため、要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣や児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣を行うとともに、市町職員を対象に研修会等を開催し、人材育成を図りました。

さらに、社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があることから、全ての子どもとその家庭に対して適切な福祉的支援を提供する「子ども家庭総合支援拠点」の早期設置に向けて助言を行うため、個別の相談会や研修会などを実施し、これまでに27市町において設置されました。

また、法改正により、市町に設置が求められている「こども家庭センター」の設置を促進し、児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、引き続き、要保護児童対策地域協議会の対応力の強化や市町における児童相談体制の充実を図ります。

(子ども・福祉部)

市町が地域の実情に応じた母子保健体制を整備し効果的に事業を推進できるよう、専門的視点で支援する母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣し、地域課題の分析および事業評価、支援体制の整備、支援ネットワークの強化等に関して、必要な助言を行いました。

また、母子保健コーディネーター養成研修を実施し、市町の母子保健事業の核となる母子保健コーディネーターを育成するなど、市町の母子保健施策の推進を支援しました。

さらに、「こども家庭センター」の設置促進を図り、母子保健と児童福祉が連携した子育て

て家庭への包括的な支援体制を構築するための研修会を開催しました。

今後も妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目のない支援が提供されるよう、市町の母子保健体制づくりに向けた情報提供や助言を行うとともに、各市町が他市町の取組を参考にできるよう意見交換の場を設定します。また、各市町の実情に応じた母子保健体制の構築するため、引き続き、市町母子保健事業の核となる母子保健コーディネーターの養成を行います。

(子ども・福祉部)

「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親業務を包括的に実施するフォスタリング機関を県内4カ所(北勢、中勢・鈴鹿、伊賀、南勢志摩)に設置のうえ、里親座談会等の普及啓発活動や登録前研修、里親交流会等を行いました。

引き続き、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けたフォスタリング体制の構築を進め、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大および里親の養育技術の向上等に取り組めます。

また、施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等における小規模グループケア化や地域分散化等を推進します。

(子ども・福祉部)

「みえ次世代育成応援ネットワーク」との共催により、「ありがとうの一行詩コンクール」「オシゴトチャレンジミエキッズ(子どもの会社見学)」事業を実施しました。

「オシゴトチャレンジミエキッズ(子どもの会社見学)」では、地域の子どもたちに貴重な学びや体験の機会を提供するため、みえ次世代育成応援ネットワークの会員企業において、会社見学(工場や職場)を受け入れ、幼稚園・保育所・放課後児童クラブ等において会社見学(11件(出前講座を含む。))を実施しました。

引き続き、「みえ次世代育成応援ネットワーク」参加企業・団体をはじめとした地域のさまざまな主体と連携して子育て支援の取組を進めることで、県民が主体的に子育て支援活動に関わっていくことができる機会を創出します。

(子ども・福祉部)

誰一人取り残されない学びの推進のためには、学校内外における多様な学びの場を整備することが求められており、フリースクール等民間団体が行う不登校児童生徒に対する体験活動等への支援や臨床心理士などの専門家を派遣するなど、多様な学びの場の確保に努めています。しかしながら、フリースクールは、不登校児童生徒が学びを継続するための学びの場の一つとなっている一方で、利用料等が必要となることから、経済的な事情によって学びを継続する機会を逸している家庭もあります。

今後は、不登校児童生徒がそれぞれの状況に応じて学びを継続できるよう、フリースクールに通所している義務教育段階の児童生徒及び高校生年代の子どもがいる世帯のうち、経済的な事情のある世帯に対し利用料の一部を補助します。

悩みを抱えた児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー(SC)と、児童生徒の家庭的な要因に対応するスクールソーシャルワーカー(SSW)の配置時間を拡充し、児童生徒や保護者に対する教育支援体制の充実に取り組みました。特に、子どもの貧困対策については、児童生徒を取り巻く環境に働きかける必要があることから、SSWが保護者を市町福祉担当部局などの関係機関につなげるなど、SCと連携して問題解決に向けて支援しています。

引き続き、SCとSSWの配置時間を拡充するなど、悩みを抱えた児童生徒の心のケアや児童生徒を取り巻く環境の改善に努め、更なる教育支援体制の充実に取り組みます。

(教育委員会)

「三重県青少年健全育成条例」に基づき、関係機関と連携して、青少年を有害な環境から守るため、関係事業所や店舗への立入調査を実施しました。

また、スマートフォン等でのインターネット利用に潜む危険から青少年を守るために、インターネットの適正利用に関する出前講座を開催し被害防止に努めています。

引き続き、青少年を有害な環境から守るために立入調査を実施するとともに、さまざまな機会を通じて、青少年に対するインターネットの適正利用に関する啓発を行います。

(子ども・福祉部、警察本部少年課)

若者／結婚

正規雇用への転換を希望する非正規雇用者等を対象に、関係機関等と連携しながら一人ひとりの実情に応じたキャリアコンサルティング等に加え、合同企業説明会等によりマッチングの機会を提供しました。また、「みえ」の仕事マッチングサイト(掲載求人件数約300件)を活用し、県内企業の求人情報を発信しました。

今後も、こうした不本意に非正規雇用で働く方への就労に対する支援を実施するとともに、それぞれの適性や希望に応じたキャリアアップ支援に取り組めます。

(雇用経済部)

三重労働局等の関係機関と連携しながら、「おしごと広場みえ」において総合的な就労支援サービスを提供しました。

また、県出身の学生が多い県外大学と就職支援協定を締結し、県内企業の情報や、就労支援情報等が発信するとともに、県内企業情報を掲載したサイト「みえの企業まるわかりNAVI」による発信や、合同企業説明会を開催するなど、県外学生等のU・Iターン就職に取り組めました。

引き続き、若者の安定した就労や職場定着に向けて、三重労働局と連携し、「おしごと広場みえ」において、就職活動のオンライン化に対応しながら総合的な就労支援サービスを提供します。

また、今後は、これまでの取組に加え、県内企業情報等が十分に周知されていない学生等に対して効果的に県内企業情報等を届けるため、県外在住の転職潜在層の特性を捉えた効果的な情報発信を行います。

(雇用経済部)

結婚を希望する方を支援する取組として、みえ出逢いサポートセンターのサテライト拠点を南勢地域に新設するとともに、県内3地域に専属のコンシェルジュを配置しました。強化した体制をいかして、相談支援や出会いの機会にかかる情報提供を充実させるとともに、市町等と連携し、出会いイベント等の開催に取り組めました(計18日、278名参加)。

また、新たに、結婚を希望する方同士のマッチングをボランティアで担う「みえの縁むすび地域サポーター」72名を養成・認定し、その活動を通じた「1対1の引き合わせ」を実施するとともに、結婚を希望する従業員の応援に取り組む「みえの縁むすびサポート企業」についても16社を認定し、企業間での出会いイベントの開催に向けて情報交換等を行いました。

加えて、連携協定を締結した民間事業者と連携し、安心・安全な婚活に関する啓発セミナーを開催しました(計3回、52名参加)。

今後も引き続き、みえ出逢いサポートセンターの利用を促進し、結婚を希望する方への相談支援や出会いイベントに関する情報提供を行うほか、市町との連携による出会いの機会の創出等に取り組めます。また、「みえの縁むすび地域サポーター」の活動を広げながら、結婚を希望する方同士の「1対1の引き合わせ」を実施するとともに、従業員の結婚を応援する企業等による出会いの機会の創出を支援します。

妊娠・出産

不妊や不育症に悩む方の精神的負担の軽減を図るため、不妊専門相談センターにおける電話等による相談支援および情報提供を実施するとともに、不妊・不育症に悩む方が孤立することなく、前向きな気持ちを持ち続けられるよう、不妊ピアサポーターとの当事者同士の交流会（おしゃべりカフェ）を毎月第3火曜日に開催するとともに、今年度の新たな取組として、日曜版おしゃべりカフェを開催し、希望者が利用しやすい環境整備を行いました。

今後も不妊や不育症に悩む夫婦に寄り添い、悩み等を傾聴して精神的負担を軽減するとともに、ピアサポーターに対するフォローアップ講座を開催し、傾聴および相談支援スキルの向上を図ります。

(子ども・福祉部)

妊娠届出時アンケートおよび産婦健康診査事業などにおける連続した視点での評価検討や、関係機関の連携による継続的な支援について発信・共有する機会を持つことに加えて、産前から産後における病病連携や病診連携等の取組を評価し、支援することで、産前産後の支援体制の強化につなげました。

妊娠期からの切れ目のない支援体制を強化するため、引き続き、妊娠届出時アンケートおよび産婦健康診査事業などにおける連続した視点での評価検討や、関係機関の連携による継続的な支援について発信・共有する検討会を開催するとともに、産前産後の親子に対して、産婦人科・小児科・精神科分野および行政などの円滑な連携体制の強化につながる取組を実施します。

(子ども・福祉部)

周産期死亡や新生児の救急搬送症例等に関する調査・研究事業の実施、症例検討会等により周産期医療関係者の資質向上等に取り組みました。また、「チームによる周産期医療」を円滑に行う体制を構築するためのセミナーを開催しました。

今後は、こうした取組を通じ、周産期母子医療センター間のネットワーク体制や周産期母子医療センターと地域の産科医療機関、助産所とのネットワーク体制のさらなる充実に努めます。

(医療保健部)

「三重県医師確保計画」に基づき、県内での勤務開始が見込まれる若手医師のキャリア形成支援と地域偏在の解消を進めることを目的に、地域医療支援センターキャリア形成プログラムの募集を行い、県内の専門研修プログラムに88人の専攻医が登録を行いました。

また、将来における産婦人科・小児科専門医の確保を図るため、指導医や専門医の専門性を高める取組にかかる経費への支援を行いました。

依然として産婦人科医、小児科医が不足している状況にあることから、引き続き、周産期関係の診療科についてプログラムの活用を働きかけ、産婦人科医、小児科医を含めた医師確保を図っていく必要があります。

(医療保健部)

子育て

待機児童の解消に向けて、保育士を加配して低年齢児保育の充実を図る市町への支援を一部拡充して行うとともに、保育士をめざす学生への修学資金貸付の対象枠を拡充して、貸付を行いました。

また、保育士等の資質向上および処遇改善を目的に、保育士等キャリアアップ研修をオ

オンラインで実施しました。さらに、保育士の確保に向け、「三重県保育士・保育所支援センター」による就労相談や新任保育士の就業継続支援研修、保育所の管理者・経営者を対象とした職場環境改善のためのマネジメント研修を実施したほか、Web サイト「みえのほいく」による情報発信を行いました。

引き続き、待機児童の解消に努めるとともに、保育士の資質向上や処遇改善、保育士確保に向けた取組を進める必要があります。

(子ども・福祉部)

放課後児童クラブの待機児童の解消と、子どもが放課後を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりのため、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童支援員認定資格研修や資質向上研修を実施しました。

引き続き、放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員等の確保、処遇改善に向けた支援や研修などに取り組むとともに、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料に対する補助を拡充します。

また、病児保育の運営を支援する等、市町が地域の実情に応じて実施する地域子育て支援事業の推進を支援していく必要があります。

(子ども・福祉部)

男性の育児・家事参画への関心や理解を深めることを目的に、男性の育児・家事参画の事例を募集・表彰する「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」の開催や、受賞作品を用いた普及啓発を行うとともに、家事・育児のノウハウ習得に役立つ動画及びガイドブックを作成しました。

また、男性の育児休業を推進する上での課題について、企業の人事・労務担当者や管理職等を対象とした座談会を開催するとともに、男性の育児休業取得事例等の収集・情報発信を実施し、男性が希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりを進めました。

今後も、希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりを進めるため、引き続き、企業向けの座談会を開催するとともに、新たに企業での男性の育児参画促進に向けた取組やエピソードを募集し、優良事例の表彰・情報発信を行います。

また、高校生や大学生等に対する出前講座や、令和5年度に作成した家事・育児のノウハウ習得に役立つ動画及びガイドブックを用いた普及啓発等を実施し、男性の育児・家事参画に向けた機運醸成を図ります。

地域の企業 2,503 店が協賛し、子育て世帯に対してさまざまな特典を提供する「子育て家庭応援クーポン」をアプリ化し、手軽に利用できる環境を整備しました。

(子ども・福祉部)

三重県医療的ケア児・者相談支援センターにおいて、家族等からの相談支援を行うとともに、障害福祉サービス事業所の看護師等への研修等を実施しました。また、多職種の関係者で構成するチームを組織し、支援者からの相談支援等を行いました。

引き続き、保健、医療、福祉、教育等の多職種が協力して医療的ケアが必要な小児一人ひとりに対応できる連携体制やレスパイト体制を構築する取組を支援するとともに、小児の在宅医療に対応できる訪問看護師や医療ソーシャルワーカー等の医療従事者を対象として、医療と療育、教育をつなぐ人材の育成に取り組めます。

(子ども・福祉部、医療保健部)

ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町に助成するとともに、生活困窮家庭(生活保護受給世帯を含む。)の子どもの学習支援等を行いました。

生活困窮家庭の子どもへの学習支援等は、公民館等で行ったり、家庭訪問で行ったり、

オンライン学習を活用したりするなど、市町によって進め方はさまざまです。学習支援を受けられる子どもの人数は限られており十分とは言えないため、引き続き、ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもへの学習支援等が、「子どもの居場所」なども含めた身近な地域で利用できるよう、先進事例の紹介、市町や学習支援に取り組む団体等への情報提供に取り組めます。

(子ども・福祉部)

特別支援学校のセンター的機能として、子どもの状況に応じた指導・支援の方法等について、高校等の教員に対して助言等を行いました。また、通級による指導を担当する教員等を対象として連続した研修講座を12回実施し、子どもたちへの指導・支援について理解を深めました。

特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍していることから、教員の経験等に応じた研修を開催するなど、引き続き、特別支援教育に関する専門性の向上に取り組めます。

(教育委員会)

働き方

再就職や正規雇用を希望する女性が能力を発揮し、希望する形で就労することができるよう、スキルアップ研修や資格取得の支援を通して能力開発を行うとともに、多様な事情を抱える女性の不安や悩みの軽減に向けて女性専用相談窓口による相談等を行いました。

引き続き、一人ひとりのニーズに合わせた支援を行い、女性の再就職や就労継続を支援します。

(雇用経済部)

働き方改革を推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組むため、「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度を実施し、156社を登録、うち4社を表彰するとともに、優れた取組事例を広く紹介しました。

また、働き方改革をさらに進めるため、働き方改革に意欲的な中小企業等12社にアドバイザーを派遣して、業務改善やテレワークの導入などの課題解決を図るとともに、その取組事例を県内に広く展開させるため、取組成果共有会を開催しました。

引き続き、県内で広く「働き方改革」が進むよう、時間や場所にとられない働き方の実現に有効なテレワークの導入促進や休みやすい職場づくりを促進することで、県内企業の従業員のワーク・ライフ・バランスの向上につなげていきます。

(雇用経済部)

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、市町・企業・団体等に出向いて講演する「フレンテトーク」により、男性中心型労働慣行の見直しやハラスメント防止の取組を支援しました。

引き続き、ワーク・ライフ・バランスやハラスメントの防止などさまざまなテーマを通して男女共同参画を考える「フレンテトーク」を実施し、誰もが安心して働き続けられる職場環境づくりを支援します。

(環境生活部)

環境の整備等

「三重おもいやり駐車場利用証制度」における妊産婦等の利用期間を延長するなど、子どもや子育て中の方にも配慮されたユニバーサルデザインのまちづくりを推進しました。

引き続き、「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(2023-2026)」に基づき、市町や地域の団体、事業者などさまざまな主体と連携しながら、誰もが暮らしや

すいまちづくりに向けて取組を進めます。

(子ども・福祉部ほか関係部局)

北勢児童相談所および鈴鹿児童相談所に外国人支援員を配置し、地域のNPOと連携して外国人コミュニティに寄り添いながら、外国人児童の支援にあたりました。

また、「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」において、外国人住民からの出産や子育てを含めた生活上のさまざまな相談に対応するとともに、必要な情報を提供しました。

引き続き、児童相談所に配置の外国人支援員等による外国人児童の支援に取り組むとともに、外国人住民が必要とする行政・生活情報等について、相談体制の充実や適切な情報提供に努めます。

(子ども・福祉部、環境生活部)

(2) 重点的な取組の進展度

11の重点的な取組の進展度について、重点目標の達成度合いや取組実績等により総合的に4段階で判断したところ、😊(進んだ)・😊(ある程度進んだ)と評価した取組は5項目、😞(あまり進まなかった)・😞(進まなかった)と評価した取組は5項目となりました。

重点的な取組	進展度	
	R4	R5
1 子どもの貧困対策	😞	😞 (進まなかった)
2 児童虐待の防止	😊	😞 (進まなかった)
3 社会的養育の推進	😞	😞 (進まなかった)
4 若者等の雇用対策	😊	6月上旬頃に判明
5 不妊に悩む家族への支援	😊	😊 (ある程度進んだ)
6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	😊	😊 (進んだ)
7 周産期医療体制の充実	😞	😞 (あまり進まなかった)
8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援	😞	😞 (進まなかった)
9 男性の育児参画の推進	😞	😊 (進んだ)
10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援	😊	😊 (ある程度進んだ)
11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進	😊	😊 (進んだ)

※重点的な取組の進展度の判断基準

区分	重点目標の達成率(達成状況)
😊 進んだ	100% (1.00)
😊 ある程度進んだ	85%以上100%未満 (0.85以上1.00未満)
😞 あまり進まなかった	70%以上85%未満 (0.7以上0.85未満)
😞 進まなかった	70%未満 (0.7未満)

重点目標の達成率(重点目標が複数ある場合は単純平均)の結果により、4段階に区分した上で、モニタリング指標の動向や取組実績等の情報をもとに、総合的に進展度を判断します。

(3) 総合目標

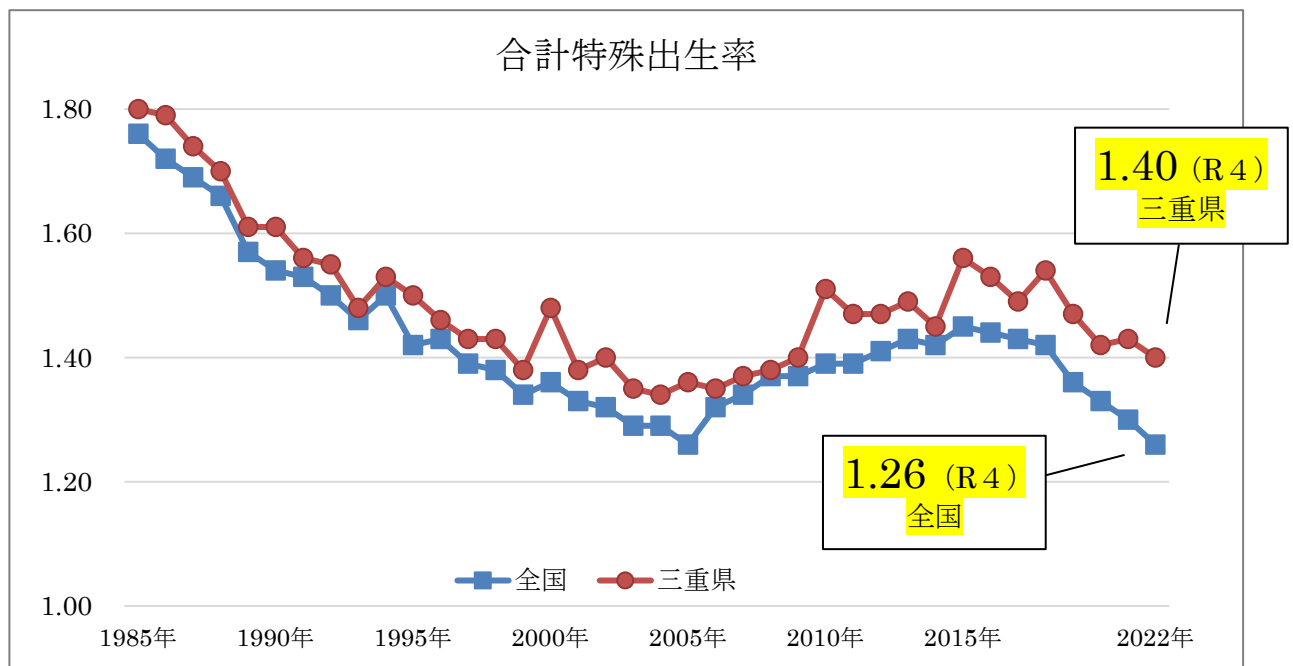
総合目標	現状値	2年度実績	3年度実績	4年度実績	5年度実績	目標値
合計特殊出生率	1.47 (R元年)	1.42 (R2年)	1.43 (R3年)	1.40 (R4年)	6月上旬頃に判明 (概数) (R5年)	1.8台 (2020年代半ば)
地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合	51.2% (R元年度)	56.2% (R2年度)	53.0% (R3年度)	57.5% (R4年度)	57.4% (R5年度)	63.5% (R6年度)

「人口動態統計」における令和5年度の各数値が公表されましたら、網掛け部分について、内容を更新します。(例年、6月上旬頃)

①合計特殊出生率

令和4(2022)年の本県の合計特殊出生率は1.40で、前年の実績値1.43を0.03ポイント下回りました。全国の合計特殊出生率は1.26で、本県は全国より高いものの、第二期スマイルプランの目標値である1.8台とは乖離があります。

図表1 合計特殊出生率の推移【人口動態統計】



※2022年は概数

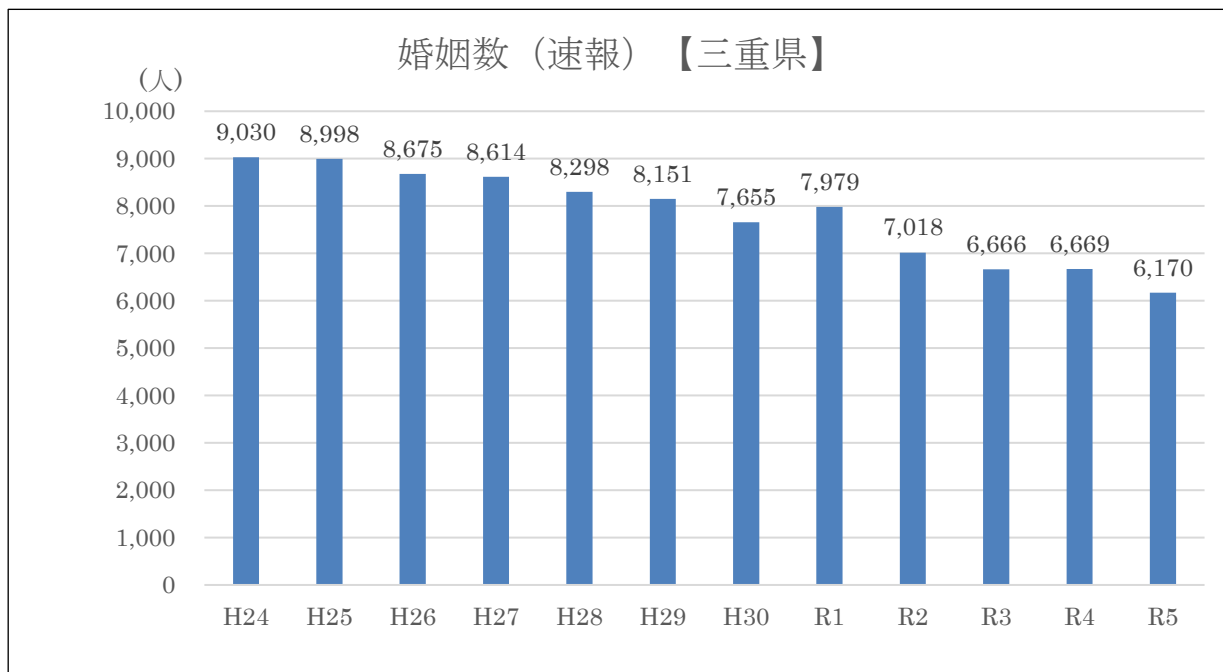
合計特殊出生率の変化は、主に「結婚」と「出産」という2つのライフステージにかかる行動の変化から分析できます。

以下では、最新の「国勢調査」「人口動態統計」にかかる実績値および令和5年度に県が実施した「第2回みえ県民1万人アンケート」(旧：みえ県民意識調査)の結果を用いながら考察を行います。

○結婚についての意識や行動

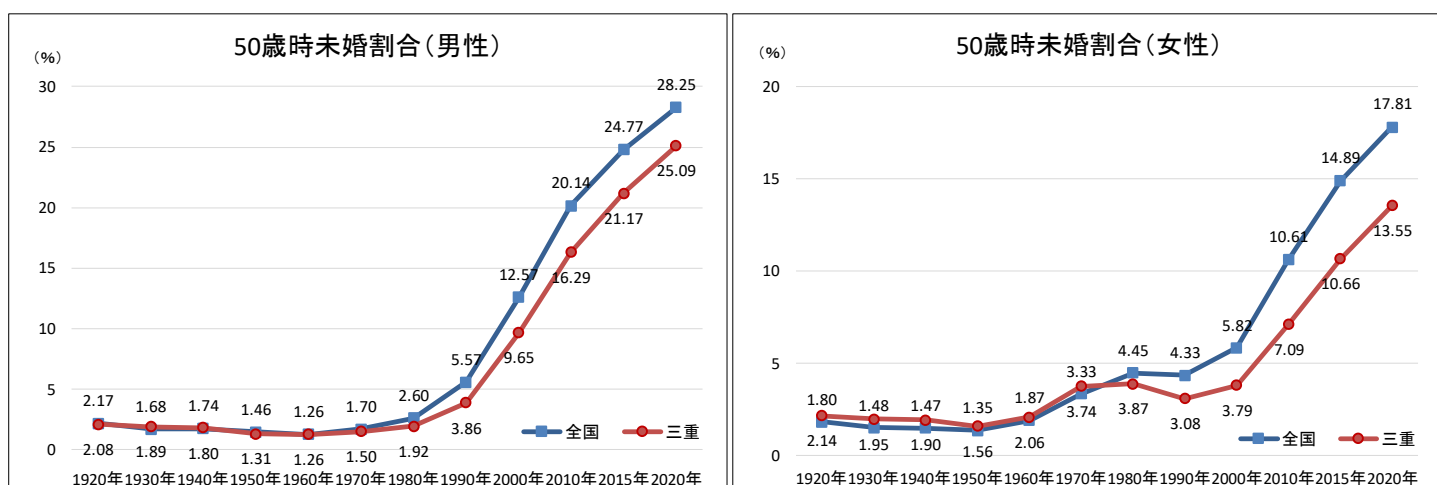
令和5（2023）年の婚姻数（速報）は、全国、三重県ともに前年（令和4（2022）年）より減少しています。三重県は前年比92.5%となり、長期的に減少傾向となっております。

図表2 三重県の婚姻数（速報）【人口動態統計】



三重県の50歳時未婚割合は、男女とも全国と比較して低い水準であるものの上昇傾向にあります。令和2（2020）年においては、男性で約4人に1人、女性で約7人に1人が未婚となっており、年々、未婚化が進んでいることがわかります。

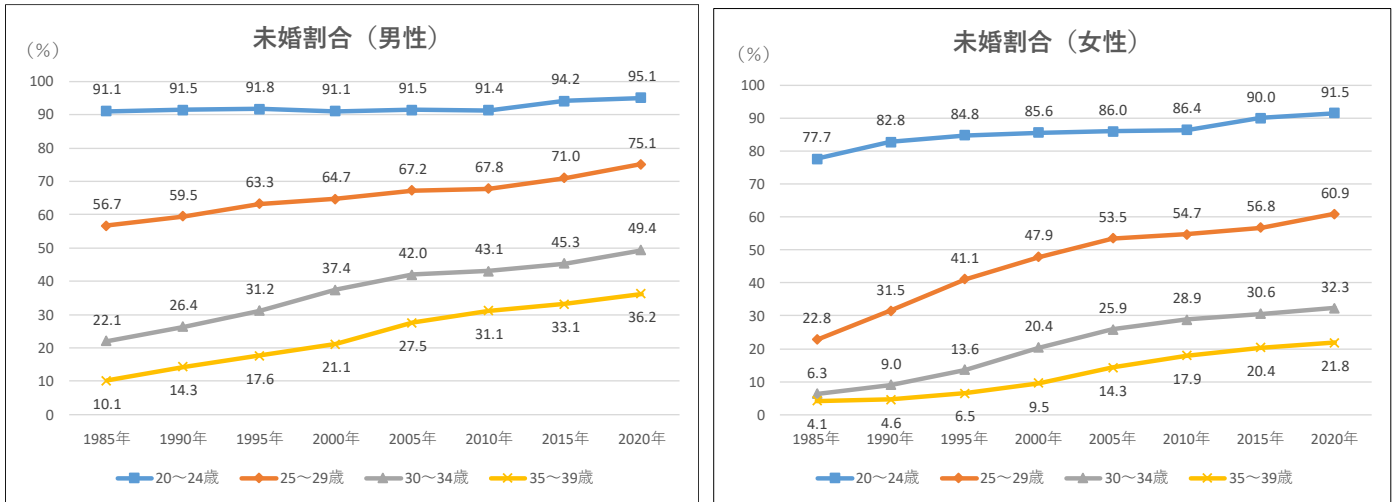
図表3 50歳時未婚割合の推移【国勢調査】



三重県における未婚割合を年齢別に分析したグラフが図表4のとおりです。

いずれの年齢層も、男女ともに長期的な上昇傾向が続いており、若い世代も含めて結婚離れが進んでいることがわかります。

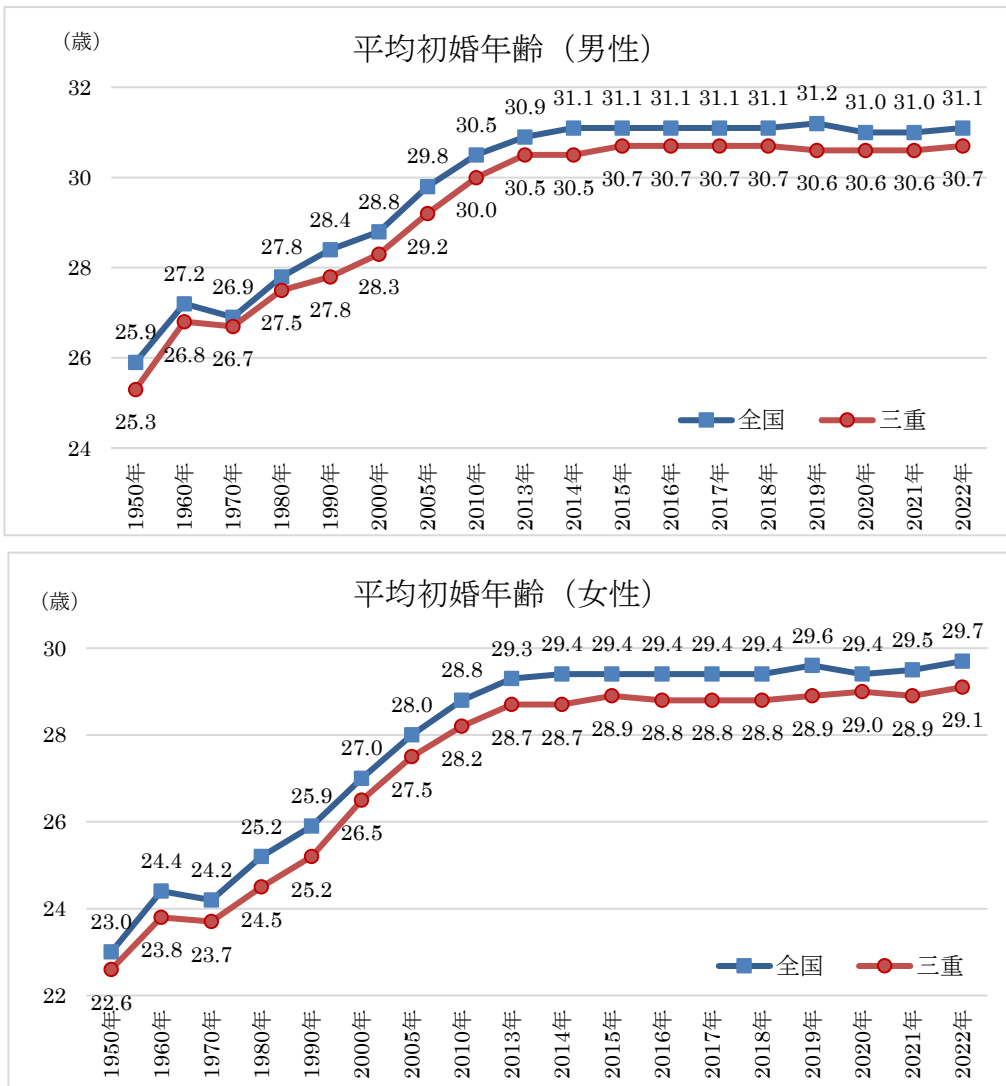
【図表4】 三重県の年齢階級別未婚割合の推移【国勢調査】



なお、晩婚化の指標である平均初婚年齢は過去30年以上にわたり上昇し、ここ数年は男女とも高止まり状態となっています。

三重県が実施した「結婚、出産、子育て、働き方に関する意識調査」（平成29（2017）年度）では、理想の結婚年齢は平均で男性が29.3歳、女性が27.4歳となっており、令和4（2022）年の平均初婚年齢とは男性で1.4歳、女性で1.7歳の差があることから、結婚に関する年齢について理想とギャップが生じていることがわかります。

【図表5】 平均初婚年齢の推移【人口動態統計】 ※2023年は概数

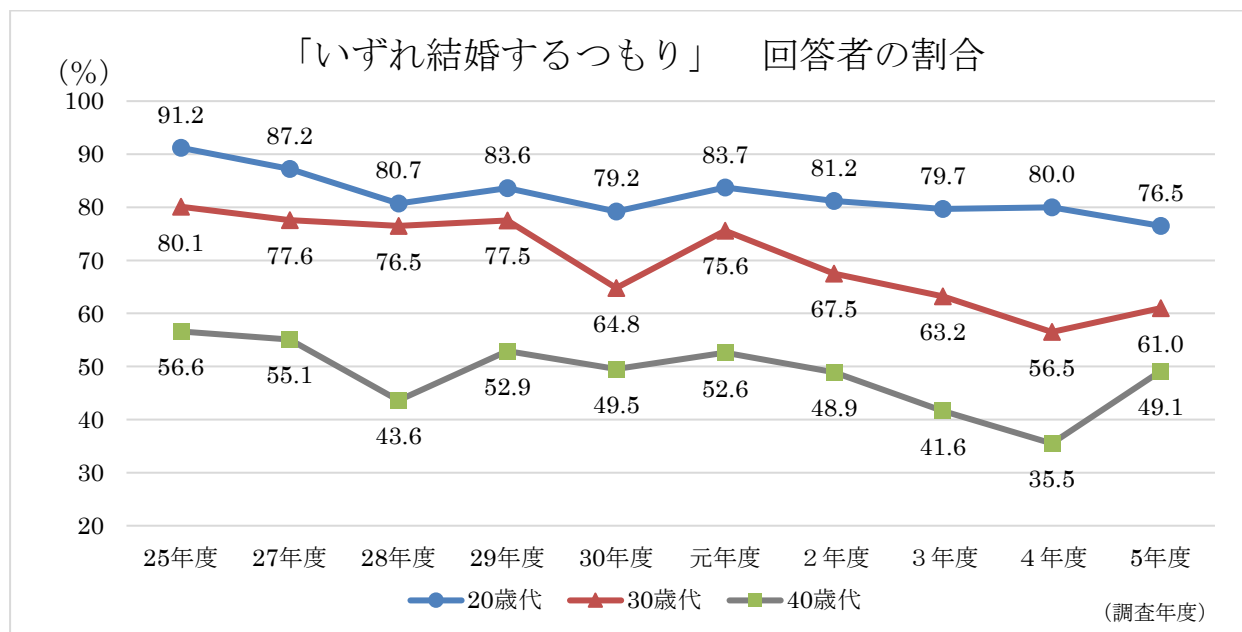


「第2回みえ県民1万人アンケート」(旧：みえ県民意識調査)によると、20～40歳代の未婚者で「いずれ結婚するつもり」と回答した割合は図表6のとおりで、30～40歳代においては、前年度(令和4(2022)年度)と比較して増加しました。

コロナ禍が明け、出会いイベント等の開催が積極的に行われていることや、雇用状況が持ち直していることが要因として考えられます。

一方、20歳代は減少傾向が続いており、若者の結婚に対する考え方や価値観、ライフスタイルの変化などが要因として考えられます。

図表6 未婚者における年代別「いずれ結婚するつもり」の回答者の割合
【みえ県民1万人アンケート】



設問「今後の人生を通して考えた場合、結婚に対する考えは、次のうちどちらですか。『1 いずれ結婚するつもり』『2 結婚するつもりはない』」の回答割合。

※平成29年度以降の調査においては、20歳代の割合は18～19歳の回答を含みます。

※平成26年度調査においては、同調査項目はありません。

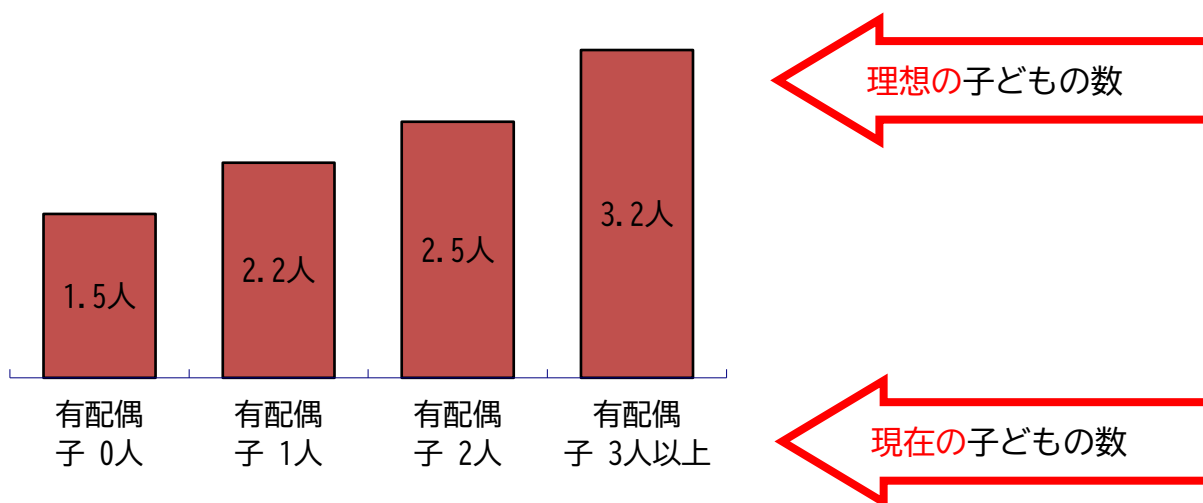
○結婚後に子どもを持つことについて

日本では婚姻関係にある夫婦から生まれた子(嫡出子)の割合が高いため、結婚後に、理想の子どもの数を持てるかが、合計特殊出生率の推移に影響を及ぼします。

「第2回みえ県民1万人アンケート」(旧：みえ県民意識調査)において、有配偶者に理想の子どもの数を調査したところ、図表7のとおりとなりました。

現在、子どもを持たない有配偶者が理想と考える子どもの数は1.5人、子どもが1人いる有配偶者が理想と考える子ども数は2.2人、子どもが2人いる有配偶者が理想と考える子ども数は2.5人等といった結果が出ており、多くの夫婦で理想と現実にギャップが生じていることが分かります。

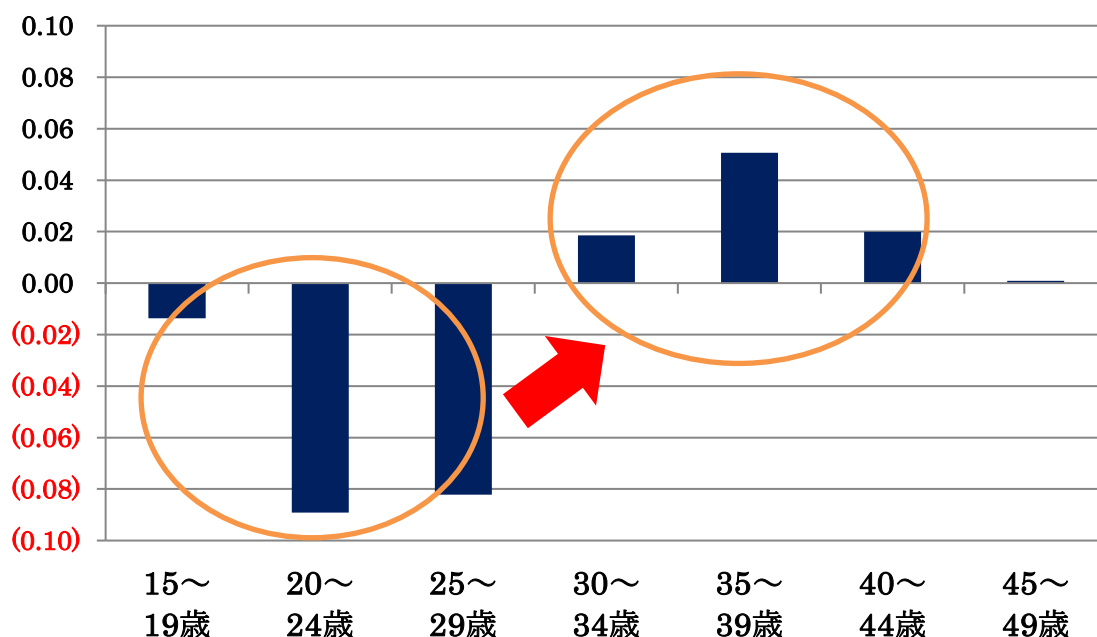
図表7 理想の子どもの数【みえ県民1万人アンケート】



「第1回みえ県民1万人アンケート」(旧：みえ県民意識調査)において同様の調査をした際、「実際の子どもの数が理想の数より少ない理由」について回答を求めたところ、上位から、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(73.7%)、「仕事と子育てを両立できる職場環境ではないから」(49.6%)、「子どもを育てる環境(保育所、学校など)が整っていないから」(22.0%)となっており、子育てに関する経済的な負担や仕事と両立困難な状況が、理想と考える子どもの数を実現できない主な原因であると考えられます。

また、三重県における女性年齢別の合計特殊出生率の増減について、平成22年を基準とし、令和3年と比較してみると、図表8のとおりとなりました。30歳以降における出産が増加しており、晩産化しているということが分かります。

図表8 女性年齢(5歳階級)別にみた合計特殊出生率の増減(令和3年ー平成22年)
【人口動態統計等により県が作成】



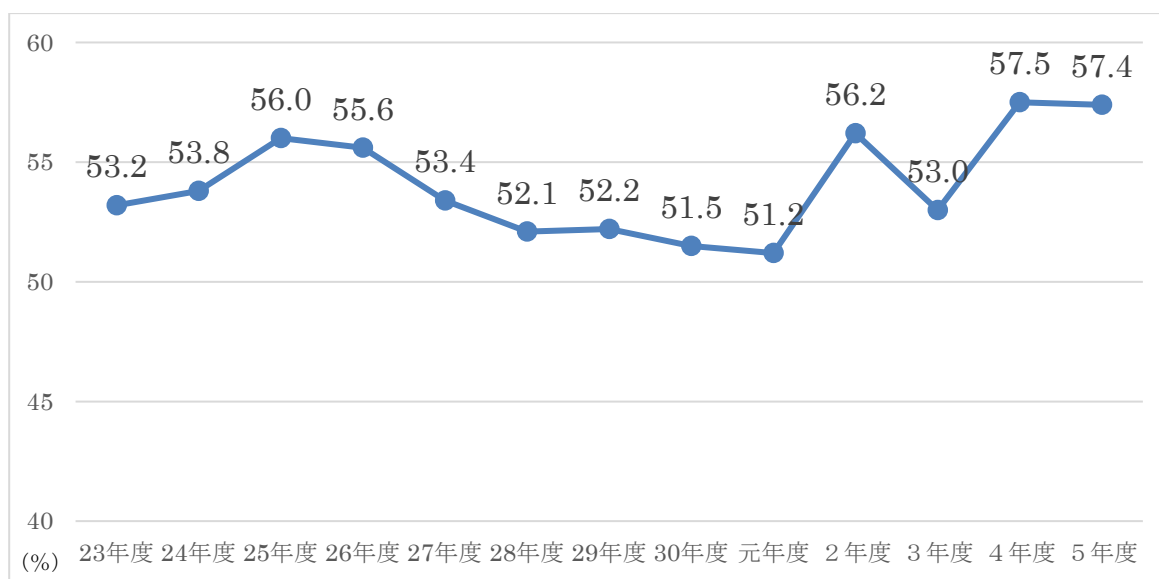
②

地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合

「第2回みえ県民1万人アンケート」（旧：みえ県民意識調査）によると「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」については、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴って、さまざまなイベントや催しが再開されるなど、減少していた子どもの体験機会が復調してきていますが、令和5年度は前年度（令和4年度）からほぼ変わらず、57.4%となっています。なお、令和6（2024）年度の目標値（63.5%）とは、6.1ポイントの差となっており、従来の地域コミュニティに加えて多様な子どもの居場所を増やすなど、「地域で子どもを育てている」と感じられる社会づくりを進める必要があります。

図表9 地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合の推移

【みえ県民1万人アンケート】



※「感じる」「どちらかといえば感じる」割合の合計

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」を属性別に見ると、図表10のとおりです。

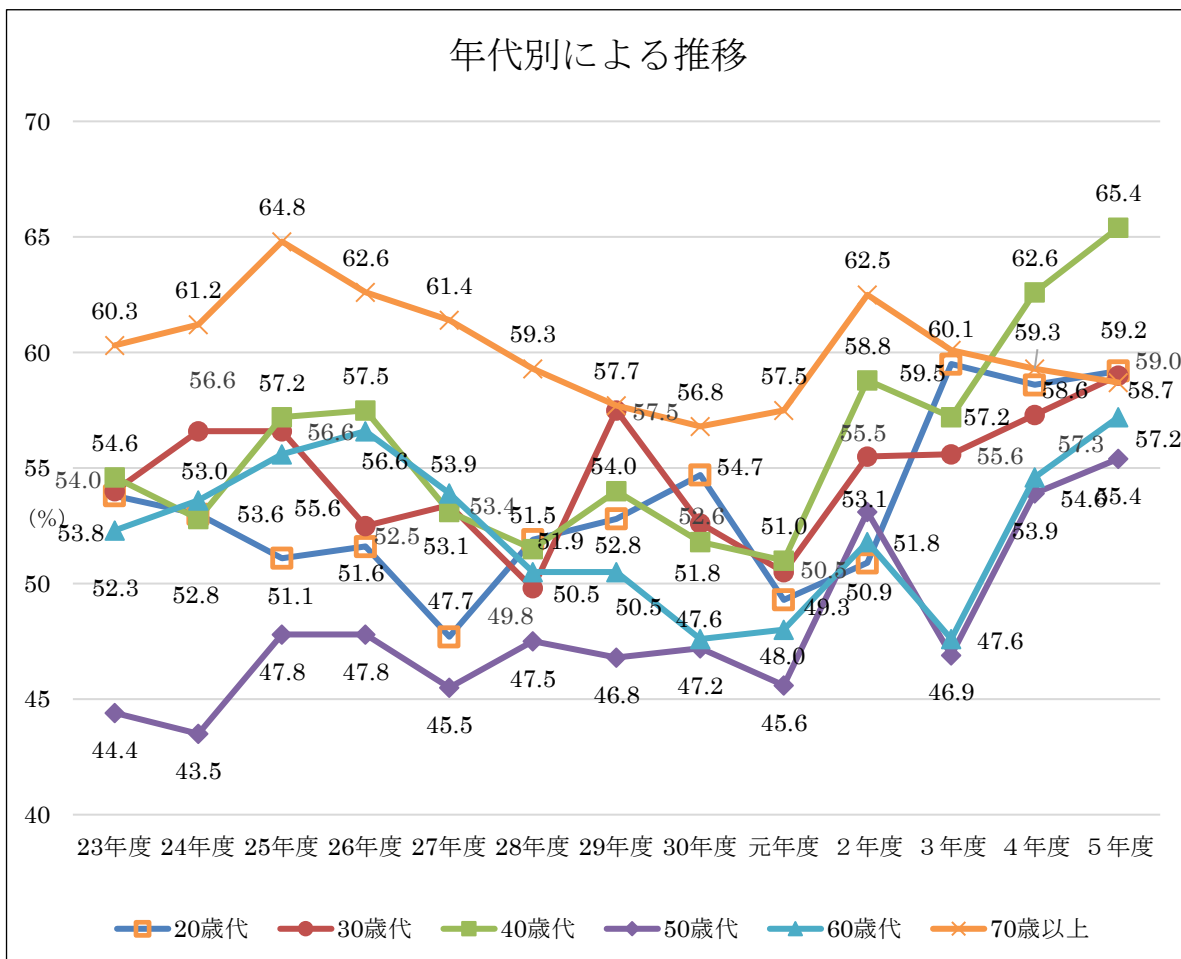
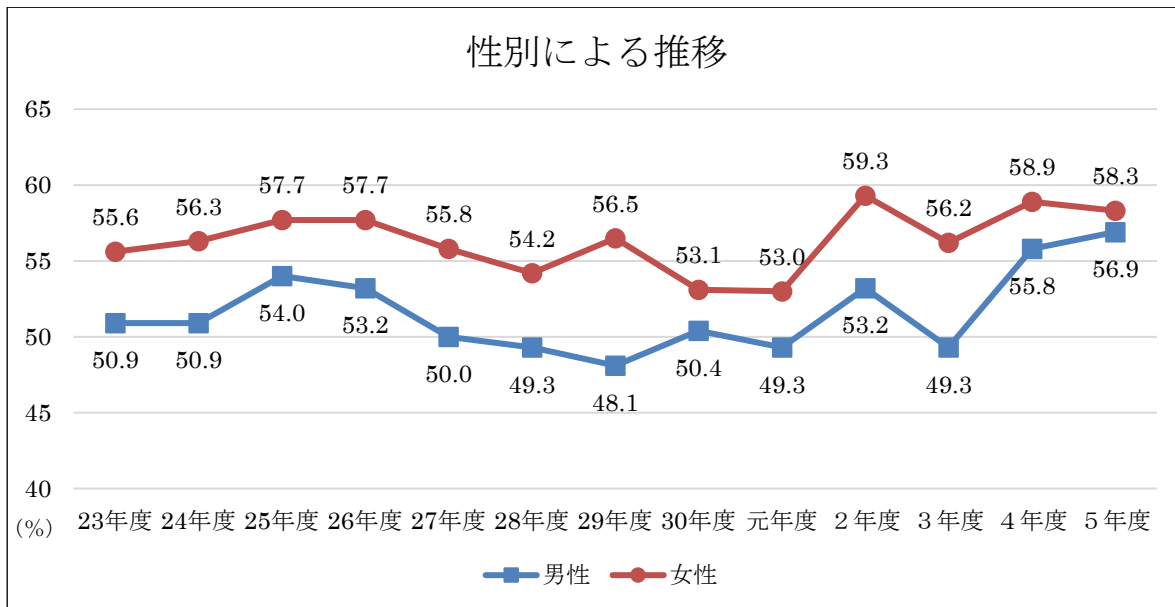
性別では、過年度から女性の方が男性より実感している割合が高くなっていましたが、令和4（2022）年度に続き、令和5（2023）年度においても男性の割合が上昇し、その差はさらに縮まりました。

育児をする平均時間は女性の方が男性より長い傾向にあり、子どもと接する時間も必然的に長くなることから、女性の方が実感している割合が高くなっていると予想されますが、「with コロナ」のフェーズに入った中、地域のイベントや家族旅行等により、男性が子どもと接する機会が増えたことが男性の割合上昇の要因の1つと考えられます。

年代別では、令和5（2023）年度において、70歳以上の実感している割合が下落しました。

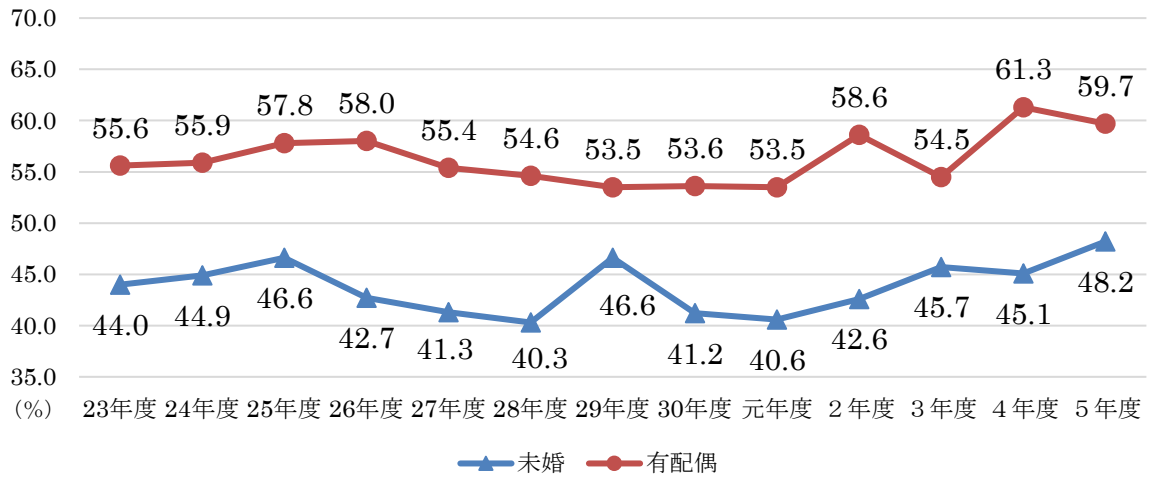
また、未婚者と有配偶者では、過年度から有配偶者の方が実感している割合が高い中、令和5（2023）年度については、未婚者の割合が上昇していますが、その差は大きいことが分かります。

図表 10 地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合の推移
【みえ県民1万人アンケート】



※平成 29 年度以降の「20 歳代」には 18～19 歳を含みます。

未婚・有配偶別による推移



(4)「第二期スマイルプラン」にかかる全体的な進捗状況等からみた令和5年度の総括と令和6年度の取組について

第二期スマイルプラン（令和2年度～令和6年度）の計画期間が終盤に入中、2つの総合目標について、令和5年度時点における実績値は「(3)総合目標」で示したとおり、未だ目標値と乖離がある状況です。

特に「合計特殊出生率」については、「結婚」・「出産」にかかる希望について、実現を阻むさまざまな要因が絡み合った結果が反映されていると考えられます。

引き続き、県民の皆さんの「出会いたい」、「産みたい」という希望がかなうよう、出会いの機会の創出や若者の経済的不安定さの解消、不妊治療への支援、保育の受け皿の整備など、ライフステージに応じた総合的な取組を推進する必要があります。

また、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」について、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴って、さまざまなイベントや催しが再開されるなど、減少していた子どもの体験機会が復調してきていますが、令和5年度は前年度（令和4年度）からほぼ変わらず、57.4%となっています。令和6年度の目標値（63.5%）とは6.1ポイントの差となっており、従来の地域コミュニティに加えて多様な子どもの居場所を増やすなど、「地域で子どもを育てている」と感じられる社会づくりを進めることが必要です。

なお、11の重点的な取組については、😊（進んだ）・😊（ある程度進んだ）と評価した取組は5項目、😞（あまり進まなかった）・😞（進まなかった）と評価した取組は5項目となりました。

目標を達成した取組の1つである「県内企業における男性の育児休業取得率」については、前年度（令和4年度）と比べ16.3%増加した25.7%となり、これまでの最高値である12.9%（令和2年度実績）の2倍近くまで上昇しました。県がこれまで行ってきた「みえの働き方改革推進企業」の登録・表彰制度やイクボスの普及促進の取組に加え、育児・介護休業法の改正などにより、企業における育児休業を取得しやすい環境づくりが進んだことが要因と考えられるため、引き続き、育児休業を取得できる職場環境づくりや、男性の育児参画に向けた機運醸成の取り組みを行います。

一方、目標未達成となった取組に関して、「保育所等の待機児童数」および「放課後児童クラブ等の待機児童数」については4年連続で目標未達成となったことに加え、県内の保育施設において不適切保育事案が発生しました。また、「児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数」については高い達成率となったものの、児童相談所が関わった児童の死亡事案が発生しました。引き続き、保育士等の確保による待機児童の解消に取り組むとともに、再発防止策の徹底や児童相談体制の強化を図ることで、子育て家庭を取り巻く環境の整備や子どもの安全・安心の確保に取り組めます。

令和6年度においては、こうした取組をはじめ、「みえ子どもまるごと支援パッケージ・2ndステージ」の各事業に取り組むことで、子ども子育てに関する施策を総合的に推進していきます。

また、子どもの権利を守り、実現するための施策を展開していくため、令和5年度に実施したアンケートの結果や国のこども大綱の内容をふまえるとともに、子ども・若者の意見を聴きながら、「三重県子ども条例」の改正および「三重県こども計画（仮称）」の策定に取り組めます。


重点的な取組 1 子どもの貧困対策


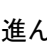
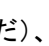

5年後のめざす姿

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）に基づき、生まれ育った環境にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整備されています。

主な取組内容	① 教育の支援 【医療保健部】【子ども・福祉部】【環境生活部】【農林水産部】【教育委員会】 ② 生活の支援 【医療保健部】【子ども・福祉部】【雇用経済部】【県土整備部】【教育委員会】 ③ 保護者に対する就労の支援【子ども・福祉部】【雇用経済部】 ④ 経済的支援【子ども・福祉部】 ⑤ 身近な地域での支援体制の整備 【子ども・福祉部】【環境生活部】【教育委員会】
--------	---

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	 (進まなかった)	判断理由	「子どもの貧困対策計画を策定している市町数」について、目標の達成状況が低いことから左のとおり判断しました。
----------	--	------	---

【※進展度： (進んだ)、 (ある程度進んだ)、 (あまり進まなかった)、 (進まなかった)】

令和5年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町へ補助（8市町）するとともに、生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもの学習支援（26市町）等を行いました。生活困窮家庭の子どもへの学習支援等は、公民館等で行ったり、家庭訪問で行ったり、オンライン学習を活用したりするなど、市町によって進め方はさまざまです。学習支援を受けられる子どもの人数は限られており十分とは言えないため、ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもへの学習支援等が、「子どもの居場所」なども含めた身近な地域で地域の実情に応じて利用できるよう働きかける必要があります。
- 国・県・市町にはさまざまなひとり親家庭向けの支援制度がありますが、相談窓口を知らない方、支援が必要であっても声を上げられない方もいることから、支援制度の認知や利用を向上することが必要です。令和5年4月から、ICTを活用して、スマートフォン等で24時間アクセスできて、必要な支援情報にたどり着きやすくする「ひとり親等相談AIチャットボット」システムの運用を開始しました。
- 三重県母子・父子福祉センターにおいて、就業相談員がハローワークや福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して就労相談を行うとともに、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給により、ひとり親の能力開発を行い、就業を支援しました。
- 令和5年度も、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（児童1人あたり一律5万円）について、市町と連携して速やかな給付金支給に努めました。
- 食費等の物価高騰に直面し、特に家計への影響を受ける低所得のひとり親世帯を支援する

ため、県独自に「三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金」として、児童扶養手当受給世帯を対象に子ども一人あたり2万円を令和5年7月に給付しました。また、物価高騰の影響が長期化していたことから、追加支援として、同様に、令和5年度内に児童扶養手当受給世帯の子どもへの2万円給付を行いました。

- 子ども食堂をはじめとする子どもの居場所は、コロナ禍においても着実に増加し、令和5年度の調査では県内181団体の活動が確認されました。一方で、令和3年度に実施した運営実態調査では、スタッフや活動場所の確保、活動資金の調達などに課題を抱えていることがわかりました。そこで令和4年度より、子どもの居場所を「持続可能な取組」とするための各種支援事業を実施しています。
- 令和5年度は、子どもの居場所の人材育成にかかる取り組みとして、勉強会の開催や（全7回、のべ137人参加）アドバイザーの派遣（6件）、インターンシップ（7名）を実施しました。また、子どもの居場所を支援したいと考える企業・団体からの申し出を、子どもの居場所へつなぐマッチング事業では、のべ92件のマッチングが成立しました。
- 補助金として、従来の「三重県子ども食堂等支援事業補助金」（36件）、「三重県学習支援・体験活動等支援事業補助金」（29件）に加えて、新たに「三重県子ども食堂等朝ごはん事業補助金」（3件）を創設し、運営者の創意工夫による多様な活動を支援しました。
- 子どもの居場所の多種多様な活動のモデル事業として、「飲食店」（四日市市、鳥羽市）及び「朝食」（四日市市）をテーマとしたモデル事業を実施し、子どもたちへの食の提供機会の増加と、子どもの居場所の新規開拓を図りました。
- 子どもの貧困対策に関わるさまざまな団体との連携を強化し、地域資源を活用しながら、課題を抱える子育て家庭が多様な支援につながるができるよう、誰でも参加できる「子どもの居場所」づくりを進める必要があります。また、子どもの貧困対策は身近な地域で取り組むことが効果的であるため、市町や関係団体等で構成する「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、支援体制の充実を図る必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

- 私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等（24法人）に対する助成や就学支援金（10,618人）および奨学給付金（1,222人）の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を図りました。引き続き、保護者等の経済的負担軽減のため、支援を行う必要があります。

【環境生活部】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた入居者に対し、家賃減免を行いました。（令和5年4月～令和6年3月、2世帯を対象）
新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから令和5年5月8日より住宅の一時使用、家賃減免の新規受付を停止しました。

【県土整備部】

- 誰一人取り残されない学びの推進のためには、学校内外における多様な学びの場を整備することが求められており、フリースクール等民間団体が行う不登校児童生徒に対する体験活動等への支援や臨床心理士などの専門家を派遣するなど、多様な学びの場の確保に努めています。しかしながら、フリースクールは、不登校児童生徒が学びを継続するための学びの場の一つとなっている一方で、利用料等が必要となることから、経済的な事情によつ

て学びを継続する機会を逸している家庭もあります。

- 悩みを抱えた児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー（SC）と、児童生徒の家庭的な要因に対応するスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置時間を拡充し、児童生徒や保護者に対する教育支援体制の充実に取り組みました。特に、子どもの貧困対策については、児童生徒を取り巻く環境に働きかける必要があることから、SSWが保護者を市町福祉担当部局などの関係機関につなげるなど、SCと連携して問題解決に向けて支援しています。
今後も、悩みを抱えた児童生徒の心のケアや児童生徒を取り巻く環境の改善に努めることが必要です。
- 県立高校の授業料に充てる就学支援金について、26,854人に対して受給資格を認定するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学給付金を3,101人に支給しました。また、経済的理由により修学が困難な生徒287人に対して修学奨学金の貸与を行いました。奨学給付金については、家計急変世帯への支援を継続するとともに、県独自の支援として、物価高騰による学用品等の増額分を支給しました。就学支援金については収入が著しく減少した世帯を新たな支援対象に加え、家計急変世帯へのさらなる支援に取り組みました。引き続き、これらの修学支援制度による支援を行っていく必要があります。
- 生活困窮家庭において、小中学校入学時の学用品等の購入費用の負担が大きいことから、就学援助費のうち「新入学学用品費等」の入学前支給の検討を各市町へ働きかけを行い、令和6年度の入学生に対し29全市町の入学前支給が実施されました。

【以上、教育委員会】

重点目標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		6年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値
子どもの貧困対策計画を策定している市町数		11市町	13市町	18市町	22市町	0.68	29市町
	8市町	9市町	11市町	13市町	15市町		

モニタリング指標	現状値	最新値
子どもの貧困率（国） （厚生労働省「国民生活基礎調査」）	13.9% （H27年）	11.5% （R3年）
子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率（国） （厚生労働省「国民生活基礎調査」）	50.8% （H27年）	44.5% （R3年）

令和6年度の改善のポイントと取組方向

- ひとり親家庭の子どもの学習支援について、ひとり親家庭学習支援ボランティア事業の補助対象を低所得子育て世帯等にも拡大し、市町への補助を実施するとともに、県所管地域（多気町を除く郡部）における生活困窮家庭の児童・生徒等に対する学習支援等に取り組みます。
- ひとり親家庭向けの支援制度の認知や利用を向上させるため、母子父子福祉センターにお

いて運用する「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」システムのFAQ（想定する質問内容）の向上に取り組むことで、相談体制の充実を図ります。

- 三重県母子・父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭の親の就業支援等を行うとともに、日常生活支援等を行う市町を支援します。
- 地域で子どもを支えていきたいという思いのある企業や民間団体等と連携し、県内各地に子どもや保護者が気兼ねなく集うことができ、食事の提供や学習支援、孤立の解消などのさまざまな支援機能を持つ子どもの居場所づくりを進めます。
- 身近な地域での支援体制の充実に向け、「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、市町等に対し体制整備にかかる情報提供や先進事例の紹介などの取組を進めます。
- 子どもの居場所運営団体によるネットワークが県内各地で形成されつつある中、その活動を一層支援するため、国や県、民間団体の支援情報の紹介や子どもの居場所づくりに参考となる事例の共有などの取組を充実します。

【以上、子ども・福祉部】

- 家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校で安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等に対する助成、就学支援金および奨学給付金の支給を行います。さらに、就学支援金について、新たに県独自の上乘せ補助を行い、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

【環境生活部】

- 不登校児童生徒がそれぞれの状況に応じて学びを継続できるよう、フリースクールに通所している義務教育段階の児童生徒および高校生年代の子どもがいる世帯のうち、経済的な事情のある世帯に対し利用料の一部を補助します。
- SCとSSWの配置時間を拡充して、更なる教育支援体制の充実に取り組みます。
- 高校教育にかかる経済的負担の軽減を図る必要があるため、引き続き、就学支援金および奨学給付金の支給ならびに修学奨学金の貸与等を行います。就学支援金や奨学給付金については引き続き家計急変世帯も支援対象にするとともに、奨学給付金の給付額を増額し、低所得世帯のさらなる負担軽減に取り組みます。また、小中学校における就学援助が確実に行われるよう、国へ要望していくとともに、小中学校における就学援助費の「新入学学用品費等」の入学前支給について、令和6年度も全ての市町において支給されるよう、引き続き市町の状況を把握していきます。

【以上、教育委員会】


重点的な取組 2 児童虐待の防止





5年後のめざす姿

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られています。

主な取組内容	①児童相談所の対応力強化【子ども・福祉部】 ②児童相談所の体制強化【子ども・福祉部】 ③市町の児童相談体制の強化【子ども・福祉部】 ④子どもの権利擁護【子ども・福祉部】
--------	---

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	 (進まなかった)	判断理由	「児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数」について、85%以上の達成状況であるものの、令和5年5月に児童相談所が関わった児童が死亡したことから左のとおり判断しました。
----------	--	------	--

【※進展度： (進んだ)、 (ある程度進んだ)、 (あまり進まなかった)、 (進まなかった)】

令和5年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 令和4年度の児童虐待相談対応件数が過去最多となる中、令和5年5月には児童相談所が関わっていた児童が死亡する事案が発生しました。令和5年7月4日には、有識者等で構成する第三者による「検証委員会」を設置し、事案に対する問題点や課題等を検証し、また、再発防止策の着実な実行に向けて知事をトップに全庁的な対策を検討する「検討会議」を設置し、当面の再発防止策として「児童本人の安全を対面で確認すること」や「リスク再評価の実施」「総合判断力を強化するための研修」を実施しました。令和6年3月29日には検証委員会から検証結果報告書の提言を受け、再発防止策を徹底していくとともに、引き続き、児童相談所をはじめとした児童相談体制の強化を図り、児童虐待防止に向けた取組を進めます。
- 社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があることから、全ての子どもとその家庭に対して適切な福祉的支援を提供する「子ども家庭総合支援拠点」の早期設置に向けて助言を行うため、個別の相談会や研修会などを実施し、これまでに27市町において設置されました。また、法改正により、市町に設置が求められている「こども家庭センター」の設置を促進し、児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、引き続き、要保護児童対策地域協議会の対応力の強化や市町における児童相談体制の充実を図ります。
- 児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、これまでの電話相談に加え、SNSを活用した相談体制を整備し、より相談しやすい環境を整備しました。
- 市町における児童虐待の早期対応力の強化のため、要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（13市町16回）や児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（4市町10回）を行うとともに、市町職員を対象に研修会等を開催し、人材育成を図りました。今後も各市町の実情に応じた的確な支援を継続する必要があります。

○要保護児童に係る課題を共有するため、県要保護児童対策地域協議会を開催しました。また、医療機関と児童虐待防止に対する認識や情報共有を図るため、県児童虐待対応協力基幹病院連絡会議を開催するなど、関係機関との連携の強化を図りました。

○北勢地域で増加する外国人児童の虐待に対応するため、鈴鹿児童相談所及び北勢児童相談所に外国人支援員を配置し、NPOと連携して外国人コミュニティに寄り添い、外国人児童の支援にあたるとともに、見守りを行い虐待の再発防止に努めました。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		6年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値
児童虐待の早期 対応力強化に取 り組む市町数		20 市町	23 市町	26 市町	29 市町	0.93	16 市町
	14 市町	26 市町	27 市町	27 市町	27 市町		

※令和6年度以降は、改正児童福祉法によりその設置が努力義務化された「こども家庭センター」の設置市町数を目標値としています。

モニタリング指標	現状値	最新値
児童虐待相談対応件数 (厚生労働省「福祉行政報告例」)	2,229 件 (R 元年度)	5月下旬頃に 判明

令和6年度の改善のポイントと取組方向

○令和5年5月に発生した児童相談所が関与していた児童の死亡事案を受け、再発防止策を徹底していくとともに、引き続き、児童相談所をはじめとした児童相談体制の強化を図り、児童虐待の防止に向けた取組を進めます。

○児童相談所における虐待対応力の強化を図るため、AIシステムの活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、国が策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制・対応力強化に努めます。

○こども家庭センターの設置を促進するため、要保護児童対策地域協議会の体制強化や統括支援員を対象とした人材育成の研修を行うなど市町の児童相談体制の強化を図ります。

○児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、電話相談窓口とSNSを活用した相談窓口によって相談を受け付けていきます。

○要保護児童対策地域協議会に対し、運営などに関して専門的な助言を行うアドバイザーを派遣し、対応力の強化を図るとともに、市町コーディネーターを配置し、市町における児童相談体制の強化に向けて取り組んでいきます。

○北勢地域で増加する外国人児童の虐待に対応するため、鈴鹿児童相談所及び北勢児童相談所に外国人支援員を配置し、外国人児童の支援にあたるとともに、虐待の再発防止に努めます。

【以上、子ども・福祉部】


重点的な取組 3 社会的養育の推進





5年後のめざす姿

全ての子どもが家庭、あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援、里親委託、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

主な取組内容	①里親等委託の推進【子ども・福祉部】 ②施設環境の充実【子ども・福祉部】 ③要保護児童等の自立支援の推進【子ども・福祉部】
--------	---

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	 (進まなかった)	判断理由	「児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数(累計)」について、目標の達成状況が低いことから左のとおり判断しました。
----------	--	------	---

【※進展度： (進んだ)、 (ある程度進んだ)、 (あまり進まなかった)、 (進まなかった)】

令和5年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

○「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親業務を包括的に実施するフォスタリング機関を引き続き、県内に4カ所（北勢、中勢・鈴鹿、伊賀、南勢志摩）設置しています。

○フォスタリング機関により里親座談会等の普及啓発活動（64回）、登録前研修などの研修（30日間）、里親交流会（29回）などを行った結果、養育里親の新規登録者は20世帯34名となりました。引き続き、里親委託の推進に向け、里親家庭のマッチング事業の委託等を行い、包括的な業務を行えるよう、フォスタリング機関の整備を進める必要があります。

○コーディネーターによるアドボカシー研修を行うとともに、定期的にアドボケイトを一時保護所等に派遣し、子どもの権利擁護に配慮した取組を行いました。

○施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進する必要があります。

○児童養護施設や里親家庭等で生活する要保護児童等の自立支援に向けては、自立支援コーディネーターを配置するなど、退所後の就労や生活を支援し、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備しました。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		6年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値
児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数(累計)		11事業	12事業	14事業	16事業	0.33	18事業
	8事業	12事業	13事業	13事業	14事業		

モニタリング指標	現状値	最新値
要保護児童数（県） （厚生労働省「福祉行政報告例」）	526 人 （R 元年 8 月）	465 人 （R5 年度）
里親等委託率（県） （厚生労働省「福祉行政報告例」）	28.8% （H30 年度）	29.9% （R5 年度）

令和 6 年度の改善のポイントと取組方向

- 国が示す「三重県社会的養育推進計画策定要領」に基づき、県における現状把握を行ったうえで、計画の改定に取り組んでいきます。
- 「三重県社会的養育推進計画」に基づき、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けてフォスタリング体制の構築を進め、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めます。
- 多機関連携、協同面接、アドボケイト養成、保護者支援プログラムなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。
- 施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設および乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するとともに、施設の高機能化と、これまでのノウハウを生かした多機能化に向けた取組を支援します。
- 児童自立支援施設、児童心理治療施設等と連携し、児童一人ひとりの特性に応じた適切な支援を行います。
- 児童養護施設や里親家庭等で生活する要保護児童等の自立支援に向けては、自立支援コーディネーター等を配置するなどにより、退所後の就労や生活を支援し、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備します。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 4 若者等の雇用対策

5年後のめざす姿

県内で働きたいという意欲のある若者等が、その能力を発揮しながら、いきいきと働き続けることができるとともに、安定した就労により経済基盤を確立することで、安心して次世代を育てることのできる環境が実現しています。

主な取組内容	①不本意非正規雇用者への就労支援【雇用経済部】 ②県内企業への就職の促進【雇用経済部】 ③就職氷河期世代の就労支援【雇用経済部】 ④南部地域の市町への支援【地域連携・交通部南部地域振興局】 ⑤農林水産業への就業支援【農林水産部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	6月上旬頃に判明	判断理由	6月上旬頃に判明
----------	----------	------	----------

【※進展度：😊（進んだ）、😊（ある程度進んだ）、😞（あまり進まなかった）、😞（進まなかった）】

令和5年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 正規雇用への転換を希望する非正規雇用者等を対象に、関係機関等と連携しながら一人ひとりの実情に応じたキャリアコンサルティング等に加え、合同企業説明会等によるマッチングの機会を提供しました。また、「みえ」の仕事マッチングサイト（掲載求人件数約300件）を活用し、県内企業の求人情報を発信しました。
今後、こうした不本意に非正規雇用で働く方への就労に対する支援が必要です。
- 三重労働局等の関係機関と連携しながら、「おしごと広場みえ」において総合的な就労支援サービスを提供しました。また、県出身の学生が多い県外大学と就職支援協定を締結し、県内企業の情報や、就労支援情報等が発信するとともに、県内企業情報を掲載したサイト「みえの企業まるわかりNAVI」（約480社）による発信や、合同企業説明会を開催するなど、県外学生等のU・Iターン就職の促進に取り組みました。
今後、これまでの取組に加え、県内企業情報等が十分に周知されていない学生等に対して効果的に県内企業情報等を届ける必要があります。
- 就職氷河期世代の不本意に非正規雇用で働く人や長期間無業の状態にある人が、安心して働き、いきいきと活躍できるよう、「おしごと広場みえ」内の専用相談窓口「マイチャレ三重」において、相談から就職・定着まで切れ目のない支援を行いました。また、関係機関と連携しながら、長期間無業の状態にある人に対して一人ひとりの実情に応じた就労前のスキルアップ訓練や、就労体験などを行い、それぞれの適性や希望に応じたキャリアアップを図るとともに、就労体験や就労訓練の受入先となる企業等を開拓しました。さらに、「マイチャレ三重」における土曜日相談（原則第1、3土曜日）の実施、SNSを活用した広報による支援対象者への就労支援情報等の提供を行いました。
今後も、関係機関と連携しながら、一人一人の状況に応じた丁寧な支援が必要です。
- 相談内容が年々複雑・多様化していることに加え、原材料価格の上昇等を起因とする物価高騰など雇用に与える影響があることから、引き続き、三重県労働相談室を設置し、関係機関と連携しながら、的確な対応に努めます。

【以上、雇用経済部】

○新規就農者の確保・定着に向けて、新規就農者育成総合対策により就農準備期間や経営開始時点で活用可能な資金を交付（計114人）したほか、農業高校の生徒を対象に就農意欲を喚起するため、出前授業（3校で延べ5回）や現場研修（14回）等に取り組みました。また、「みえ農業版MBA養成塾」に入塾した第6期生（令和5年度入塾）2人は、経営学、フードマネジメントの講座やプロジェクトマネジメント演習等の課程を修了しました。

引き続き、新規就農者に対して、就農準備段階から就農直後、就農定着に至る各段階に応じた支援に取り組む必要があります。農業高校の生徒に対しては、就農意欲を喚起するための取組を実施するほか、「みえ農業版MBA養成塾」では、多くの皆様に入塾していただけるようPR等に取り組む必要があります。

○林業の新規就業者確保のため、首都圏等での就業ガイダンスや県内の高校生を対象とした就業相談会などを開催し、88人に対し相談対応を行ったほか、高校生を対象とした林業職場体験研修を実施し、5校20人の生徒が参加しました。また、「みえ森林・林業アカデミー」においては、県内で唯一、森林・林業に関するコースを設置する高校と連携し、林業の仕事ガイダンスをはじめ、間伐実習や高性能林業機械の操作実習などの職業教育を実施しました（1年生30人、2年生20人、3年生4人）。

引き続き、効率的な就業支援を行うとともに、高校生等に対して、林業への理解を深めるため、より多くの林業体験の機会を提供する必要があります。

○水産業の多様な担い手の確保および育成に向けて、オンライン漁師育成機関「みえ漁師Seeds」を運営するとともに、県内漁業紹介動画（5本）および座学講座（5本）の充実を図りました。また、南伊勢漁師塾、錦漁師塾、みえ真珠塾立神校などの開催を支援（参加者12名）するとともに、新規漁業就業者の雇用の受け皿となる経営体の経営力の強化等に向けた専門家派遣による伴走支援（5件）に取り組みました。さらに、身体への負担軽減効果が確認されているアシストスーツの利用促進に向け、漁協の窓口への事例集の設置や、普及指導員による漁業者への周知活動を実施しました。

漁業現場では担い手不足が解消しない状況が続いていることから、漁業就業希望者が漁業に円滑に就業・定着できるよう、引き続き支援する必要があります。

【以上、農林水産部】

○南部地域においては、若者世代の人口流出が大きな課題であることから、南部地域活性化基金を活用し、松阪市など16市町で構成する南三重地域就労対策協議会を中心とした若者の地元就職・Uターン就職を促進する取組等、複数市町が連携した取組を支援しました。また、南部地域外に進学・就職した若者を対象に、南部地域の特徴ある企業の見学やいきいきと暮らす方々との交流、自然や文化の体験を通して、南部地域で働くことや暮らすことの魅力を体感してもらうバスツアーを市町と連携しながら実施しました。

引き続き、若者の定住促進に向けて、市町と連携した取組を進めていく必要があります。

【地域連携・交通部南部地域振興局】

○高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職を実現するため、就職実現コーディネーター等の外部人材を県立高等学校に配置し、さまざまな魅力を持つ地域の企業を紹介するなどの就職支援に取り組むとともに、就職未内定者を対象とした合同就職相談会を開催しました。また、人との関わり方などの面で支援が必要な生徒や、人間関係を構築することに苦手意識のある生徒が、将来の社会生活や職業生活で他者と協力・協働できるよう、各地域

の就労支援機関等との連携を深め、就職支援に取り組みました。

なお、ミスマッチによる早期離職につながらないよう、生徒が業種や職種、地域の魅力ある企業の情報を得るため、インターンシップや職場体験等の体験型の活動を増やしていく必要があります。

【教育委員会】

重点目標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		6年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値
県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合		46.8%	47.9%	45.5%	46.6%	6月上旬頃に判明	47.7%
	41.8%	43.5%	44.0%	43.5%	6月上旬頃に判明		

モニタリング指標	現状値	最新値
25～44歳の正規の職員・従業員の割合(県)(総務省「就業構造基本調査」)	男性 88.3% 女性 48.4% (H29年)	男性 81.4% 女性 51.7% (R4年)
不本意非正規社員の割合(国)(総務省「労働力調査」)	25～34歳 男性 31.6% 女性 13.5% 35～44歳 男性 35.0% 女性 9.6% (H30年)	25～34歳 男性 18.3% 女性 9.7% 35～44歳 男性 20.7% 女性 6.7% (R5年)

令和6年度の改善のポイントと取組方向

- 正規雇用をめざす若者等を対象に、個別のキャリアコンサルティングの実施に加え、一人ひとりの実情に応じた就労前のスキルアップ訓練や、就労体験を行うなど、それぞれの適性や希望に応じたキャリアアップ支援に取り組みます。
- 若者の安定した就労や職場定着に向けて、三重労働局と連携し、「おしごと広場みえ」において、就職活動のオンライン化に対応しながら総合的な就労支援サービスを提供します。
引き続き、就職支援協定締結大学と連携しながら県内企業の情報や就労支援情報等を発信するとともに、県内企業情報を掲載したサイトによる発信、合同企業説明会等により県外学生等のU・Iターン就職の促進に加え、県外在住の転職潜在層の特性を捉えた効果的な情報発信を行います。
- 就職氷河期世代の不本意に非正規雇用で働く人や長期無業者が、安心して働き、いきいきと活躍できる社会を実現するため、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関と一層連携しながら、相談から就職・定着までの切れ目ない支援を行います。また、就労体験や就労訓練の受入先となる企業等を開拓するとともに、市町等との情報共有や企業とのマッチングを行います。そのほか、SNSを活用したきめ細かな情報発信を行い、各種支援策の利用を促進します。
- 相談内容が年々複雑・多様化していることをふまえ、引き続き、三重県労働相談室において関係機関と連携しながら、的確な対応に努めます。

【以上、雇用経済部】

- 新規就農者の確保・定着に向けて、就農準備段階から就農直後、就農定着に至る各段階において、市町、JA等と連携しながら、栽培や経営に関する指導等に取り組みます。また、農業高校の生徒を対象に、出前授業や先進農業法人を紹介する動画等を通じ、農業の魅力の発信に努めます。「みえ農業版MBA養成塾」では、カリキュラムの充実や、さらなる情報発信を図りながら、入塾生の確保に努めるとともに、ビジネス感覚を持って将来の地域農業を担う人材の育成に取り組みます。
- 林業の新規就業者を確保するため、首都圏等での就業ガイダンスや林業事業者と就業希望者のマッチング、高校生を対象とした林業職場体験や就業相談会の開催、林業就業希望者を対象とした林業体験ツアーや林業就業支援研修、インターンシップの実施、三重の林業をPRするための首都圏等でのセミナーの開催などに取り組みます。
- 担い手不足を解消するため、漁業を魅力ある職業として選んでもらえるよう、就業規則の整備など、漁業の就労環境を改善し、漁業への円滑な就業・定着を促進します。具体的には、漁業経営体を対象に、就業規則の整備や法人化・協業化など、それぞれの課題に応じた社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家派遣による個別伴走支援を実施します。また、漁業就業者を効率的に確保するため、オンライン漁師育成機関「みえ漁師 Seeds」の機能を拡張し、求人情報や住居などの移住に関する情報も網羅したポータルサイトとします。

【以上、農林水産部】

- 令和5年12月に新たに策定した「三重県南部地域振興プラン」におけるめざす姿の実現に向けて、大学生を対象とした南部地域の企業での仕事体験の促進等、複数市町が連携した取組を南部地域活性化基金を活用して支援していきます。また、南部地域の企業や暮らしの魅力を体感してもらう取組や、農林水産業などで兼業や副業など多様で柔軟な働き方を創出する取組を進めます。

【地域連携・交通部南部地域振興局】

- 高校生への就職支援や卒業生の職場定着に課題を抱える高校を中心に、就職実現コーディネーター等を引き続き配置し、生徒が働くことや自己の適性への理解を深めることができるよう、きめ細かなキャリアカウンセリングや企業や職種の情報提供等の就職支援を行います。また、人間関係の構築に苦手意識がある生徒や働くことに不安を持つ生徒が、社会生活や職業生活で他者と協力・協働できるよう、高校入学後の早い段階から進路相談やソーシャルスキルトレーニングの機会を充実させるとともに、働き方についての理解を深め、働くことへの自信を持つことができるよう、実習機会の充実に取り組みます。

【教育委員会】

重点的な取組 5 不妊に悩む家族への支援

5年後のめざす姿

不妊に悩む夫婦が相談したり治療費助成を受けたりすることで、心理的・経済的な負担が軽減されるとともに、職場において仕事と不妊治療の両立に向けた理解が進み、安心して不妊治療に取り組むことができます。

主な取組内容	①相談や情報提供【子ども・福祉部】 ②経済的支援【子ども・福祉部】 ③不妊治療と仕事の両立支援【子ども・福祉部】 ④妊孕性温存治療費助成【子ども・福祉部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (ある程度進んだ)	判断理由	「県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数」、「不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合」について、85%以上の達成状況であることから、左のとおり判断しました。
----------	-------------	------	--

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

令和5年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 令和4年4月からの不妊治療の保険適用に伴い、国の助成事業は終了となりましたが、不妊や不育症に悩む方が、自己負担額の増加などによる経済的な理由により、治療をあきらめることがないよう、保険適用外となった先進医療等に対して市町と連携のうえ助成を行いました。
引き続き、不妊や不育症の治療にかかる経済的支援が必要です。
- 不妊や不育症に悩む方の精神的負担の軽減を図るため、不妊専門相談センターにおける電話等による相談支援および情報提供を実施しました。あわせて、不妊・不育症に悩む方が孤立することなく、前向きな気持ちを持ち続けられるよう、不妊ピアサポーターとの当事者同士の交流会（おしゃべりカフェ）を毎月第3火曜日に開催するとともに、今年度の新たな取組として、日曜版おしゃべりカフェを開催し（1回）、希望者が利用しやすい環境整備を行いました。
今後も不妊や不育症に悩む夫婦に寄り添い、悩み等を傾聴して精神的負担を軽減する取組が必要です。
- 不妊治療を受けやすい職場環境づくりを推進するため、企業の人事労務担当者等を対象に、不妊治療と仕事の両立支援に関するセミナーを開催し、企業の不妊治療への理解促進を図るとともに、職場と当事者の橋渡し役となる「不妊症サポーター」を38人（累計141人/目標144人）養成しました。
引き続き、企業に対して不妊治療への理解促進を図り、治療を受けやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

- 小児・思春期・若者のがん患者が子どもを持つ希望をかなえられるよう、がん治療前に行う妊孕性温存療法（卵子、精子、受精卵、卵巣組織の凍結保存）と、温存後の胚移植等の生殖補助医療にかかる保険適用外の治療費に対する助成を行いました。
引き続き、経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるための支援が必要です。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		6年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値
県独自の全ての 不妊治療助成事 業に取り組む市 町数		19 市町	22 市町	25 市町	27 市町	0.96	29 市町
	17 市町	20 市町	22 市町	22 市町	26 市町		
不妊治療に職場 の理解があると 感じている人の 割合		51.0%	54.0%	57.0%	60.0%	0.96	60.0%
	48.6%	49.8%	51.4%	※	57.7%		

※「不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合」については、不妊治療の申請のため窓口に来る方を対象としたアンケートを活用してきましたが、令和4年4月より不妊治療が保険適用となったことから、当アンケートの継続が困難となりました。このため、令和5年度から、調査対象者の変更を行ったうえで、同様のアンケートを実施しています。

モニタリング指標	現状値	最新値
「不妊専門相談センター」への相談件数	114 件 (H30 年度)	208 件 (R5 年度)
不妊症サポーターの養成数(累計)	0 人 (R 元年度)	141 人 (R5 年度)

令和6年度の改善のポイントと取組方向

- 経済的な理由により不妊治療をあきらめることがないよう、保険適用外となった治療等に対する県独自の助成制度による経済的支援を市町と連携しながら行います。
- 不妊や不育症に悩む方の精神的負担の軽減を図るため、引き続き、不妊専門相談センターにおける相談支援および情報提供を実施するとともに、ピアサポーターを活用した当事者同士の交流の場を提供するなど、ピアサポートによる寄り添った精神的支援に取り組みます。また、ピアサポーターに対して、フォローアップ講座を開催し、傾聴および相談支援スキルの向上を図ります。
- 不妊治療と仕事の両立が可能となるよう、企業向けの啓発事業を実施するとともに、当事者が相談しやすい体制整備を行い、仕事をしながら不妊治療を受けやすい環境づくりを推進します。
また、職場と当事者の橋渡し役となる「不妊症サポーター」について、令和6年度の目標である182人（累計）の達成に向けて、引き続き養成を行います。
そのほか、企業が国の助成金などを活用し、時差出勤・フレックスタイム制などの柔軟な働き方を導入するなど、不妊治療を受けやすい労働環境を整備するよう働きかけます。
- 引き続き、小児・思春期・若者のがん患者が、経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、妊孕性温存療法及び温存

後の生殖補助医療にかかる費用に対する助成を行います。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

5年後のめざす姿

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもや子育てに関する全ての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが進んでいます。

主な取組内容	①市町の母子保健サービスの取組支援【子ども・福祉部】 ②市町の産婦健診および産後ケアの取組支援【子ども・福祉部】
--------	---

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (進んだ)	判断理由	「母子保健コーディネーター養成数（累計）」、「産婦健診・産後ケアを実施している市町数」について、目標を達成したことから左のとおり判断しました。
----------	---------	------	---

【※進展度：😊 (進んだ)、😐 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😡 (進まなかった)】

令和5年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 市町が地域の実情に応じた母子保健体制を整備し効果的に事業を推進できるよう、専門的視点で支援する母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣し、地域課題の分析および事業評価、支援体制の整備、支援ネットワークの強化等に関して、必要な助言を行いました。また、母子保健コーディネーター養成研修を実施し、市町の母子保健事業の核となる母子保健コーディネーターを育成するなど、市町の母子保健施策の推進を支援しました。さらに、「こども家庭センター」の設置促進を図り、母子保健と児童福祉が連携した子育て家庭への包括的な支援体制を構築するための研修会を開催しました。今後も妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目のない支援が提供されるよう、各市町の実情に応じた母子保健体制整備をさらに進めていく必要があります。
- 妊娠届出時アンケートおよび産婦健康診査事業などの連続した視点での評価検討や、関係機関の連携による継続的な支援について発信・共有する機会を持つことに加えて、産前から産後における病病連携や病診連携等の取組を評価し、支援することで、産前産後の支援体制の強化につなげました。今後も、妊産婦に対しての的確なアセスメントや関係機関との連携強化による途切れのない支援が必要です。
- 市町において、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産・子育てにかかる経済的負担の軽減を図る出産・子育て応援ギフトの給付を一体的に実施するための費用の一部を補助しました。また、市町における出産・子育て応援ギフトの効率的な支給を図るため、県においてデジタル給付の仕組みを構築しました。今後も、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできる環境整備へ向けた妊産婦等への支援を継続して行う必要があります。
- 出産前後に心身の不調、育児不安等がある妊産婦に対して、相談支援をはじめ心身のケアや育児のサポートなど、助産師等を活用したきめ細かい支援や休息の場の提供を行うため

の体制を整備しました。引き続き、受託施設の拡大についてはたらきかけが必要です。

○妊娠期から子育て期にわたる、さまざまな不安や悩みを気軽に相談できる助産師や保健師等の専門職によるSNS相談窓口を設置し、安心して出産・子育てができるよう支援を行いました。引き続き、不安を抱える妊産婦に対する専門的な相談・支援が必要です。

○予防可能な子どもの死亡を減らすため、亡くなった子どもについて、子どもの既往歴や家族背景、死に至った直接の経緯等に関する情報を基に複数の関係機関や専門家が死因を検証し、ケースに応じた効果的な予防策について提言書としてとりまとめました。また、令和4年度の提言に対する予防のための施策について、関係部局が連携して取組を進めました。

今後も、子どもの死亡検証を通じて効果的な予防策について検討する継続した取組が必要です。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		6年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値
母子保健コーディネーター養成数（累計）		190人	220人	245人	270人	1.00	295人
	169人	194人	227人	246人	276人		
産婦健診・産後ケアを実施している市町数		22市町	25市町	27市町	29市町	1.00	29市町
	19市町	24市町	27市町	29市町	29市町		

モニタリング指標	現状値	最新値
子育て世代包括支援センターにおける支援プラン対象者数（県） （厚生労働省「子育て世代包括支援センター実施状況調査」）	10,452人 （H30年度）	19,232人 （R4年度）
日常の育児について相談相手がいる親の割合	99.3% （H30年度）	99.3% （R5年度）
5歳児健診を実施する市町数	7市町 （R元年度）	8市町 （R5年度）

令和6年度の改善のポイントと取組方向

○引き続き、市町の母子保健体制づくりに向けた情報提供や助言を行うとともに、各市町が他市町の取組を参考にできるよう意見交換の場を設定します。また、各市町の実情に応じた母子保健体制の構築に向けた支援を行うとともに市町母子保健事業の核となる母子保健コーディネーターの養成を行います。

○妊娠期から切れ目のない支援体制強化を図るため、引き続き、妊娠届出時アンケートおよび産婦健康診査事業などの連続した視点での評価検討や、関係機関の連携による継続的な支援について発信・共有する検討会を開催するとともに、産前産後の親子に対して、産婦人科・小児科・精神科分野および行政などの円滑な連携体制の強化につながる取組を実施します。

- 引き続き、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできる環境整備へ向けて、妊産婦等への伴走型相談支援及び経済的支援を実施する市町の支援を行います。
また、市町における出産・子育て応援ギフトの効率的な支給及び利便性の向上を図るため、電子マネーによる給付の仕組みを運用します。
- 出産前後に心身の不調、育児不安等がある妊産婦に対して、相談支援をはじめ心身のケアや育児のサポートなど、助産師等を活用したきめ細かい支援を広域的に行うための体制について、引き続き整備します。
- 妊娠期から子育て期にわたる、妊産婦の方々が、安心して出産、子育てができるよう、引き続き、気軽に相談できるSNS相談窓口を設置します。
- 予防可能な子どもの死亡を減らすため、引き続き、関係機関と連携して子どもの死亡事例の検証を行い、効果的な予防策について検討します。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 7 周産期医療体制の充実

5年後のめざす姿

必要な産婦人科医、小児科医、助産師等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整っているとともに、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、中等度以上のリスクの出産は周産期母子医療センターで行うといった機能分担、連携体制が構築されています。

また、産婦人科医と小児科医、保健師、助産師、看護師等が密接に連携し、妊娠から出産、産後まで途切れることなく適切な対応が行われています。

主な取組内容	①人材の育成・確保【医療保健部】 ②病院と診療所の適切な機能分担、連携体制の構築【医療保健部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	☹️ (あまり進まなかった)	判断理由	「周産期死亡率」、「妊産婦死亡率」について、目標を達成することができなかったものの、「周産期死亡率」は全国的に見て低い数値であるため、左のとおり判断しました。
----------	----------------	------	---

【※進展度：😊 (進んだ)、😄 (ある程度進んだ)、☹️ (あまり進まなかった)、☹️ (進まなかった)】

令和5年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 周産期死亡や新生児の救急搬送症例等に関する調査・研究事業の実施、症例検討会等により周産期医療関係者の資質向上等に取り組みました。また、「チームによる周産期医療」を円滑に行う体制を構築するためのセミナーを開催しました。
こうした取組を通じ、周産期母子医療センター間のネットワーク体制や周産期母子医療センターと地域の産科医療機関、助産所とのネットワーク体制のさらなる充実を図る必要があります。
- 県内5つの周産期母子医療センターの運営を支援するとともに、医療機器整備を支援しました。また、コロナ禍においても感染拡大を防ぎながら周産期医療の提供を継続するため、院内感染防止対策等に要する経費を補助しました。
出産年齢の高齢化等により出産にかかるリスクが高まる恐れがあることから、引き続きリスクの高い分娩に対応できる周産期母子医療センターの運営や体制整備を支援していく必要があります。
- 桑名市総合医療センターを地域周産期母子医療センターに認定するための協議・検討を行いました。
- 県所有の新生児ドクターカー（すくすく号）について、総合周産期母子医療センターが運営し、重症新生児の救急搬送の対応が行われました。
新生児の救急医療体制を確保するため、引き続き、新生児ドクターカーの運用を支援していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症に対する妊婦の不安を解消するため、かかりつけの産婦人科医と相談の上、検査を希望する妊婦の方に対して分娩前に検査を受けるための費用を補助し

ました。(令和5年9月末をもって本事業は終了しました。)

- 「三重県医師確保計画」に基づき、県内での勤務開始が見込まれる医師修学資金貸与者等の若手医師のキャリア形成支援と地域偏在の解消を進めることを目的に、地域医療支援センターキャリア形成プログラムの募集を行い、県内の専門研修プログラムに88人の専攻医が登録を行いました。また、将来における産婦人科・小児科専門医の確保を図るため、指導医や専門医の専門性を高める取組にかかる経費への支援を行いました。依然として産婦人科医、小児科医が不足している状況にあることから、引き続き、周産期関係の診療科についてプログラムの活用を働きかけ、必要な産婦人科医、小児科医を含めた医師確保を図っていく必要があります。
- 本県における就業助産師は、人口10万人あたり28.5人と全国平均(30.5人)を下回っていることから、助産師の確保を図るため、助産師修学資金制度の運用を行いました。助産師については、総数の不足だけでなく、就業先や地域間の偏在も生じていることから、就業先の偏在是正や助産実践能力強化に向けて助産師出向システムを運用していく必要があります。

【以上、医療保健部】

重点目標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		6年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値
周産期死亡率(県) (厚生労働省「人口 動態統計」)	/	3.3※	2.1※	2.1※	2.1※	0.72	※
	2.9 (H30年)	2.0 (R元年)	2.9 (R2年)	2.8 (R3年)	2.9 (R4年)		/
妊産婦死亡率(県) (厚生労働省「人口 動態統計」)	/	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0
	7.8 (H30年)	0.0 (R元年)	0.0 (R2年)	8.9 (R3年)	9.4 (R4年)		/

※第7次三重県医療計画(平成30年度～令和5年度)による目標値としています。なお、周産期死亡率の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。

モニタリング指標	現状値	最新値
人口10万人あたり産婦人科医師数 (県) (厚生労働省「医師・歯科医師・薬 剤師統計」)	10.1人 (H30年)	11.5人 (R4年)
就業助産師数(県) (厚生労働省「衛生行政報告例」)	445人 (H30年)	496人 (R4年)

令和6年度の改善のポイントと取組方向

- 高度で専門的な周産期医療を効果的に提供するため、救急搬送ルールの見直しなど周産期母子医療センターを中心に地域の産婦人科と基幹病院の小児科・産婦人科との連携を図る周産期医療ネットワーク体制のさらなる充実を図ります。
- ハイリスク分娩に対応する周産期母子医療センターの運営に対し支援を行うとともに、周産期医療に必要な医療機器等の設備整備を支援します。
また、桑名市総合医療センターを令和6年度当初に地域周産期母子医療センターとして認

定し周産期医療体制のさらなる充実を図ります。

- 地域の医療機関等で産まれた重症の新生児を周産期母子医療センターへ搬送する間、医師が高度で専門的な医療を提供することができる新生児ドクターカー（すくすく号）の効果的な運用を支援します。
- 三重県医師確保計画に基づき、医師修学資金貸与者等に地域医療支援センターキャリア形成プログラムの活用を促し、若手医師のキャリア形成支援とあわせて、医師の地域偏在の解消につなげていきます。また、産婦人科医、小児科医が不足している状況にあることから、周産期関係の診療科についてプログラムの活用を働きかけ、必要な産婦人科医、小児科医を含めた医師確保を図ります。
- 助産師の確保を図るため、助産師修学資金の貸与等の取組を進めるとともに、引き続き、就業先の偏在是正や助産実践能力強化に向けた助産師出向システムの運用など、助産師が医療機関においてモチベーションを持って活躍できる体制構築に向けた支援を行います。

【以上、医療保健部】

重点的な取組 8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援


5年後のめざす姿





就学前の教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所等への入所希望がかなえられ、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境が整っています。また、放課後児童対策や、病児・病後児保育の取組が推進され、地域のニーズや実情に応じた子育て支援が提供されることにより、安心して子育てができる体制が整っています。

さまざまな主体が、子どもの育ちや子育て家庭の支援のために活動するとともに、地域社会のつながりの中で、家庭教育応援の取組がなされています。

主な取組内容	①保育人材確保と質の向上【子ども・福祉部】 ②低年齢児保育の充実【子ども・福祉部】 ③放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実【子ども・福祉部】 ④病児・病後児保育の充実【子ども・福祉部】 ⑤幼児教育の充実【子ども・福祉部】【教育委員会】 ⑥企業・団体と連携した子育て等支援【子ども・福祉部】 ⑦家庭教育の充実【子ども・福祉部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	 (進まなかった)	判断理由	「保育所等の待機児童数」、「放課後児童クラブの待機児童数」、「県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数」について、いずれも達成状況が低いことから左のとおり判断しました。
----------	--	------	---

【※進展度：  (進んだ)、 (ある程度進んだ)、 (あまり進まなかった)、 (進まなかった)】

令和5年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 待機児童の解消に向けて、保育士を加配して低年齢児保育の充実を図る市町への支援（16市町）を一部拡充して行いました。また、保育士をめざす学生への修学資金貸付の対象枠を拡充して、貸付（新規39人、継続41人）を行いました。
引き続き、待機児童の解消に努めるとともに、低年齢児保育の充実を図る市町への支援等に取り組む必要があります。
- 保育士等の資質向上および処遇改善を目的に、保育士等キャリアアップ研修をオンラインで実施（修了者2,356人）しました。また、保育士の確保に向け、「三重県保育士・保育所支援センター」による就労相談・支援（478件）や新任保育士の就業継続支援研修（2会場、194人受講）、保育所の管理者・経営者を対象とした職場環境改善のためのマネジメント研修（1回（オンライン））を実施したほか、Webサイト「みえのほいく」による情報発信を行いました。
引き続き、保育士の資質向上や処遇改善、保育士確保に向けた取組を進める必要があります。
- 家庭環境に対する配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を実施する市町に対して支援（3市）するとともに、専門性の向上に向けた人権保育研修（24回、624人受講）を実施しました。

引き続き、質の高い教育・保育の取組を支援していく必要があります。

- 令和4年度に実施した現役保育士や保育士を養成する大学の学生へのアンケート調査結果をふまえ、保育の仕事の魅力について広く発信しました。また、指定保育士養成施設や関係機関等と連携を図り、みえ自然保育協議会を立ち上げ、自然保育の魅力発信等に取り組みました。

引き続き、保育の仕事の魅力発信に取り組む必要があります。

- 個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人を支援しました。

今後も引き続き、認定こども園等への移行を希望する園があれば、支援を行っていきます。

- 放課後児童クラブの待機児童の解消と、子どもが放課後を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりのため、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童支援員認定資格研修（修了者241人）や資質向上研修（修了者171人）を実施しました。

引き続き、待機児童の解消に努めるとともに、人材の確保と資質の向上に取り組む必要があります。

また、病児保育の運営を支援する等、市町が地域の実情に応じて実施する地域子育て支援事業の推進を支援していく必要があります。

- 地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験活動等を行う放課後子ども教室を設置する市町に対して支援（17市町）しました。

引き続き、放課後子ども教室を設置する市町に対して支援に取り組む必要があります。

- 「子どもの育ちや子育て家庭を社会全体で支える」という趣旨に共感した、地域の企業や子育て支援に取り組んでいる団体で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」との共催により、「ありがとうの一行詩コンクール」「オシゴトチャレンジミエキッズ（子どもの会社見学）」事業を実施しました。

「ありがとうの一行詩」では、思ってはいるけどなかなかお互いに伝えられない、大切な人への「ありがとう」の気持ちをテーマにした一行詩が、全国から5,425作品寄せられました。

「オシゴトチャレンジミエキッズ（子どもの会社見学）」では、地域の子どもたちに貴重な学びや体験の機会を提供するため、みえ次世代育成応援ネットワークの会員企業において、会社見学（工場や職場）を受け入れ、幼稚園・保育所・放課後児童クラブ等において会社見学（11件（出前講座を含む。））を実施しました。

- Web上で子育てのヒントを学ぶことができるように、「家庭教育応援Web講座」を新たに13講座公開しました。

保護者のつながりを築き、孤立を防ぐことを目的とした「みえの親スマイルワーク」については、教育委員会や三重県PTA安全互助会と連携し、子育て支援センター、就学時検診等で、子育て中の親を対象にワークショップを実施しました。（実施回数11回、476人参加）

支援を必要としている家庭ほど支援が届きにくいという実態をふまえ、今後の家庭教育応援の在り方も含め、効果的な取組等を検討する必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

- 県内全ての幼稚園や保育所、認定こども園における教育・保育の質向上のため、三重県幼

児教育センターに幼児教育スーパーバイザーや幼児教育アドバイザーを配置し、各市町等からの要請に応じて、市町の幼児教育計画の検討会や市町・園内研修会等において助言・支援を行いました。また、県が主催する研修について、目的に応じて保育者自身が研修を選択できるよう、保育者のライフステージと資質能力ごとに整理、見える化しました。さらに、就学前の子どもたちの適切な生活習慣の確立に向けて、生活習慣チェックシートの活用を促進し、県内の幼稚園、保育所、認定こども園で活用されています。今後、各市町や施設における、アドバイザー等の助言を得た幼児教育の質向上に係る取組内容や、保幼小の円滑な接続に係る取組の成果等について、情報発信の工夫を行う必要があります。

【子ども・福祉部、教育委員会】

重点目標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		6年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値
保育所等の待機児童数（県） （厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」）		0人	0人	0人	0人	6月上旬 頃判明	0人
	81人	50人	64人	103人	6月上旬 頃判明		
放課後児童クラブの待機児童数（県） （厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査」）		37人	19人	0人	0人	0.00	0人
	55人	66人	28人	52人	78人		
県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数		11市町	17市町	23市町	29市町	0.55	29市町
	4市町	5市町	10市町	14市町	16市町		

モニタリング指標	現状値	最新値
保育士の勤続年数（県） （厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）	5.2年 (H30年)	7.6年 (R5年)

令和6年度の改善のポイントと取組方向

- 保育士の離職防止および保育所等の勤務環境改善を進めるため、新たに私立保育所等に対して、専門家などによるアウトリーチの相談支援等を行います。
- 待機児童を解消するためには、保育士の確保が喫緊の課題であることから、保育士をめざす学生等への貸付や保育補助者の雇上げ等を行う保育所への補助等を行います。また、保育士の業務負担を軽減するため、保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童の受入れのために保育士を加配している私立保育所等への支援を拡充します。
- 保育の質の向上と保育士の処遇改善のため、オンラインを活用して保育士等キャリアアップ研修を実施します。また、保育補助者の活用やICTの導入など、保育所等の職場環境

の改善を支援します。

- 市町による地域の子育て支援を推進するため、支援を担う専門人材を育成する「子育て支援員研修」を実施します。また、医療的ケア児や障がい児の保育を支援するため、保育環境の整備や保育士の加配、保育支援者等の配置に取り組む市町を支援します。
- 個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人を引き続き支援します。なお、今後も認定こども園等への移行を希望する園があれば、支援を行います。
- 放課後児童クラブの待機児童解消には施設の整備や人材の確保が喫緊の課題であることから、引き続き放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員等の確保や処遇改善に向けた支援や研修などに取り組むとともに、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料に対する補助を拡充します。
- 多くの地域住民の参画を得て、放課後等に児童が多様な学習や体験活動等を行えるよう、引き続き、放課後子ども教室を設置する市町を支援します。
- 引き続き、「みえ次世代育成応援ネットワーク」参加企業・団体をはじめとした地域のさまざまな主体と連携して子育て支援の取組を進めることで、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに向け、子どもの学びや体験機会の提供等に取り組めます。
- 「みえ家庭教育応援プラン」について、子育て家庭をとりまく環境変化や新たに策定された教育施策大綱の内容をふまえて、「みえ家庭教育応援方針」に改定します。また、地域における子育て家庭の応援や家庭教育応援の取組を促進するため、引き続き、市町や三重県PTA安全互助会等と連携し、保護者同士のつながりを作るためのワークショップ（スマイルワーク）について、各地域において取組が広がるよう、市町職員向けに「みえの親スマイルワーク進め方講座」を実施するとともに、家庭教育応援Web講座の充実を図ります。

【以上、子ども・福祉部】

- 県内各市町の幼児教育の質向上を図るため、幼児教育アドバイザー等を派遣し、県内の取組や成果をまとめ、保育者の研修に活用できるよう情報提供を行うとともに、小学校教育への円滑な接続を図るため、各施設等における取組への指導・支援を行うアドバイザーを派遣します。また、就学前の子どもたちの適切な生活習慣を確立するため、引き続き、生活習慣チェックシートの活用を促進します。

【子ども・福祉部、教育委員会】


重点的な取組 9 男性の育児参画の推進


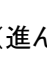
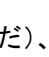

5年後のめざす姿

職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まり、育児に積極的に関わる男性が増えているとともに、家事・育児時間が増えています。

主な取組内容	①普及啓発、情報提供【子ども・福祉部】 ②企業等への働きかけ【子ども・福祉部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	 (進んだ)	判断理由	「男性の育児休業取得率」、「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業・団体数」について、ともに目標を達成したことから左のとおり判断しました。
----------	---	------	---

【※進展度： (進んだ)、 (ある程度進んだ)、 (あまり進まなかった)、 (進まなかった)】

令和5年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 男性の家事や育児にかかる写真等を募集・表彰する「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」を実施し、1,757件の応募の中から25作品を表彰しました。また、受賞作品事例集を作成・配布したほか、大型小売店等において写真展を開催するなど、受賞作品を活用した男性の育児参画の普及・啓発に努めました。
引き続き、男性の育児参画が当たり前となるよう、地域社会全体での機運醸成に取り組むことが必要です。
- 「みえのイクボス同盟」参画企業等を中心に、育児休業を取得しやすい職場風土づくりを支援するため、企業の人事・労務担当者や管理職等を対象とした座談会を2回開催するとともに、男性の育児休業取得事例等の収集・情報発信を実施し、男性が希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりを進めました。
また、関係機関等との連携により、育児や不妊治療等との両立の希望がかない、誰もが働きやすい職場づくりを応援するための啓発セミナーを開催しました。
引き続き、改正育児・介護休業法による「産後パパ育休」や「育児休業の分割取得」の利用を促進し、希望に応じて育児休業を取得できる職場環境整備を進める必要があります。
- 「とるだけ育休」や「ゴロゴロ育休」など男性の育児参画の質が課題となっていることから、男性の家事・育児スキルの向上を図るため、具体的なスキルをまとめた動画・ガイドブックを作成し、男性の家事・育児スキルの向上に取り組みました。
男性が育児について学ぶ機会はまだまだ多くないことから、引き続き、男性の育児に関するノウハウの習得を支援する必要があります。
- 地域の企業2,503店が協賛し、子育て世帯に対してさまざまな特典を提供する「子育て家庭応援クーポン」をアプリ化し、手軽に利用できる環境を整備しました。
- ワーク・ライフ・バランスの推進など働きやすい職場づくりに取り組む意欲がある企業・団体の代表者等で構成する「みえのイクボス同盟」の参画企業・団体に対して、メールマガジンで働き方改革や男性の育児休業取得促進に関する情報提供を行いました。

○令和5年度における県内企業における男性の育児休業取得率は25.7%となり、目標を達成することができましたが、依然として女性と比べ低い水準にあるため、改正育児・介護休業法における育児休業取得の意向確認にかかる義務化や育児休業取得率の公表等をふまえ、引き続き希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりや、高校生や大学生等に対する出前講座の実施による男性の育児参画に向けた機運醸成の取り組みが必要です。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		6年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値
男性の育児休業取得率（育児休業制度を利用した従業員の割合（県、男性）） （三重県「三重県内事業所労働条件等実態調査」）		8.1%	9.8%	17.2%	21.5%	1.00	25.8%
	7.6%	9.4%	12.9%	9.4%	25.7%		
「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業・団体数		120 企業・団体	140 企業・団体	160 企業・団体	180 企業・団体	1.00	200 企業・団体
	82 企業・団体	84 企業・団体	114 企業・団体	160 企業・団体	188 企業・団体		

モニタリング指標	現状値	最新値
男性の家事・育児時間（県） （総務省「社会生活基本調査」）	66分 (H28年)	89分 (R3年)

令和6年度の改善のポイントと取組方向

○企業での育児休業取得が促進され、男性の育児参画が進むよう、男性の育児参画の事例を広く情報発信するなど、希望に応じて男性が育児休業を取得できる職場環境づくりを支援します。

○改正育児・介護休業法の施行による育児休業制度等の拡充にあわせ、職場において男性の育児参画への理解がより深まり、制度を利用しやすい職場風土づくりを進めるため、企業を対象とした座談会を開催します。

また、子育てをする方の孤立を防ぎ、父親と母親が協力して育児を行うことを支援するため、第1子誕生予定の父親を主な対象として、育児参画のノウハウ習得等に向けた支援を行います。

○地域の企業が子育て家庭を応援する特典を提供する「子育て応援クーポンアプリ」を継続することで、子育て支援の充実に取り組みます。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援

5年後のめざす姿

発達支援が必要な子どもが健やかに成長できるよう、市町や福祉、医療、保育、教育など関係機関との連携により途切れのない支援体制が構築されています。

医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域で安心して暮らしていただけるよう、市町や福祉、医療、保健、保育、教育等の関係機関が連携し、医療的ケアが提供できる福祉施設や医療機関等が拡充することにより、支援が適切に提供されています。

主な取組内容	<p><発達支援が必要な子どもへの支援></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市町の取組支援【子ども・福祉部】 ② 発達障がい児等に対する支援ツールの導入促進【子ども・福祉部】 ③ 発達障がい児の早期診療を可能とする体制整備【子ども・福祉部】 ④ 特別支援学校のセンター的機能による地域支援【教育委員会】 <p><医療的ケアが必要な子どもへの支援></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医療従事者や介護職員等のスキルアップに係る支援【医療保健部】【子ども・福祉部】【教育委員会】 ② コーディネーター（相談支援専門員等）の養成【子ども・福祉部】 ③ 地域ネットワーク支援およびスーパーバイズ機能の構築・推進【子ども・福祉部】 ④ 福祉施設での受入に係る支援【子ども・福祉部】 ⑤ 地域での受入体制づくりの促進【子ども・福祉部】 ⑥ 相談体制の整備【子ども・福祉部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊（ある程度進んだ）	判断理由	「TC LMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合、「医療的ケア児・者コーディネーター養成研修修了者数（累計）」について、どちらも85%以上の達成状況であることと昨年度より実績値が上昇したことから左のとおり判断しました。
----------	------------	------	--

【※進展度：😊（進んだ）、😊（ある程度進んだ）、😞（あまり進まなかった）、😞（進まなかった）】

令和5年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

<発達支援が必要な子どもへの支援>

- 県立子ども心身発達医療センターにおいて、地域における支援体制を強化するため、地域の小児科医等を対象に発達障がいに関する連続講座を開催しました（2回開催）。
- 地域の医療機関や市町の相談支援窓口、児童発達支援事業所などによるネットワークの構築を支援するため、「発達障がい児地域支援ネットワーク構築事業」を推進し、身近な地域での医療の確保と支援体制の充実に取り組みました。
- 途切れのない発達支援体制の構築に向けて、市町の総合支援窓口との連携や専門的な人材

の育成を行うとともに、「CLM (Check List in Mie) と個別指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入に取り組みました。引き続き、地域の医療・福祉機関等との連携を深めるとともに、支援の必要な児童を就学前に早期発見・支援するため、同計画の導入を促進する必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

○特別支援学校のセンター的機能として、子どもの状況に応じた指導・支援の方法等について高校等の教員に対して助言等を行いました。かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと連携して発達障がい支援に関する研修を2回実施しました。また、通級による指導を担当する教員等を対象として連続した研修講座を12回実施し、子どもたちへの指導・支援について理解を深めました。特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍していることから、教員の経験等に応じた研修を開催するなど、引き続き、特別支援教育に関する専門性の向上を図る必要があります。

○高校における通級による指導について、伊勢まなび高校、みえ夢学園高校、北星高校では、自己理解やコミュニケーション力向上を図るとともに、社会に出てから必要とされるスキルの習得等の取組を進めました。他の高校においても発達障がい等特別な支援を必要とする生徒が在籍することから、通級による指導を拡大していく必要があります。

【以上、教育委員会】

<医療的ケアが必要な子どもへの支援>

○三重大学医学部附属病院が実施する医療従事者等を対象とした研修事業に対して補助を行うなど、小児在宅医療に関わる人材の育成に取り組みました。また、東海三県小児在宅医療研究会を開催し、関係者間の情報共有やネットワーク構築に取り組みました。引き続き、小児在宅医療を推進するための多職種による連携体制の整備や、人材育成等の取組を促進する必要があります。

【医療保健部】

○三重県医療的ケア児・者相談支援センターにおいて、家族等からの相談支援を行うとともに、障害福祉サービス事業所の看護師等への研修等を実施しました。また、多職種の関係者で構成するチームを組織し、支援者からの相談支援等を行いました。

○医療的ケア児・者の地域生活支援の向上を図るため、医療的ケア児・者にかかる関連分野の支援を調整する医療的ケア児・者コーディネーター（相談支援専門員、訪問看護師等）を養成する研修を実施しました。また、医療的ケア児・者コーディネーターを対象としたフォローアップ研修を実施しました。

○障害福祉サービス事業所等への医療機器等購入費や喀痰吸引研修受講費の補助により、医療的ケアが必要な子どもの地域における受け皿の拡充に取り組みました。

○医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域において安心して暮らしていく上で、訪問診療を行う医師や訪問看護ステーションなどの医療資源、医療的ケアを提供できる障害福祉サービス事業所等は不可欠です。特に、人工呼吸器管理が必要な子どもに対して医療的ケアを提供できる医療型障害児入所施設や短期入所事業所等が不足しているため、医療的ケアが必要な子どもの地域における受け皿の拡充に取り組む必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

○医療的ケアを実施する教員と看護師免許を有する職員が、必要な知識と技能を身につけら

れるよう、スキルアップ研修会を実施するとともに、安全で安心な医療的ケアを実施するため、医療的ケア指導医等を学校に派遣しました。看護師職員しかできない人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが増加していることから、引き続き、安全に学校生活を送るための校内支援体制の整備を進める必要があります。また、保護者の負担軽減等のため、登校時に看護師等が福祉車両等に同乗し、痰吸引等の医療的ケアを行う取組を試行的に実施しました。

【教育委員会】

重点目標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		6年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値
「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合（県）		58.5%	61.0%	64.0%	67.5%	0.93	67.5%
	57.4%	59.4%	60.5%	61.1%	63.0%		
医療的ケア児・者コーディネーター養成研修修了者数（累計）		91人	111人	183人	213人	0.92	243人
	71人	107人	153人	174人	210人		

モニタリング指標	現状値	最新値
「CLMと個別の指導計画」を管内の保育所・幼稚園等のうち50%以上導入している市町数（県）	22市町 (H30年度)	24市町 (R5年度)
5歳児健診を実施する市町数	7市町 (R元年度)	8市町 (5年度)
在宅での医療的ケア児の数（20歳未満）（県）	241人 (H30年度)	299人 (R5年度)

※「在宅での医療的ケア児の数（20歳未満）」のR5年度には糖尿病管理のみの数を含みます。

令和6年度の改善のポイントと取組方向

＜発達支援が必要な子どもへの支援＞

- 県立子ども心身発達医療センターを子どもの発達支援の拠点とし、引き続き、専門性の高い医療、福祉サービスを提供します。また、地域における支援体制の構築に向けて、市町における専門人材の育成支援の充実に取り組むなど、地域の関係機関との連携強化を進めます。さらに、地域の小児科医等を対象とした発達障がい児の診察に関する実践的な研修の実施や、市町児童発達支援事業所などによるネットワークの構築を支援することにより、身近な地域での発達障がい児の早期診療を可能とする体制を整備します。
- 途切れのない発達支援体制の構築に向けて、「CLMと個別の指導計画」の改良に取り組むとともに、研修や普及啓発事業等を実施し、幼稚園・認定こども園・保育所に加え、新たに小学生への導入を促進します。

【以上、子ども・福祉部】

- 特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍しており、特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図る必要があることから、引き続き各特別支援学校のセンター的

機能として、高校等に対して助言するとともに、通級による指導を担当する教員等のニーズに応じた研修会を実施します。

- 定時制課程3校（伊勢まなび高校、みえ夢学園高校、北星高校）の通級による指導において、自己理解やコミュニケーション力向上を図るための指導の改善に取り組むとともに、全日制課程の紀南高校において、通級による指導を行います。

【以上、教育委員会】

＜医療的ケアが必要な子どもへの支援＞

- 保健、医療、福祉、教育等の多職種が協力して医療的ケアが必要な小児一人ひとりに対応できる連携体制やレスパイト体制を構築する取組を支援するとともに、小児の在宅医療に対応できる訪問看護師や医療ソーシャルワーカー等の医療従事者を対象として、医療と療育、教育をつなぐ人材の育成に取り組めます。

【医療保健部】

- 三重県医療的ケア児・者相談支援センターにおいて、家族等からの相談支援を行うとともに、障害福祉サービス事業所の看護師等への研修等を実施します。また、多職種の関係者で構成するチームを組織し、支援者からの相談支援等を行います。

- 医療的ケア児・者の地域生活支援の向上を図るため、医療的ケア児・者にかかる関連分野の支援を調整する医療的ケア児・者コーディネーター（相談支援専門員、訪問看護師等）を養成する研修を実施します。また、医療的ケア児・者コーディネーターを対象としたフォローアップ研修を実施します。

- 障害福祉サービス事業所等への医療機器等購入費や喀痰吸引研修受講費の補助により、医療的ケアが必要な子どもの地域における受け皿の拡充に取り組めます。

【以上、子ども・福祉部】

- 医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、担当する教職員の専門性向上を図る研修を実施するとともに、医療的ケア指導医や指導看護師の指導・助言を得て安全で安心な医療的ケアを実施します。また、登校時に看護師等が福祉車両等に同乗し、痰吸引等の医療的ケアを行います。

【教育委員会】

重点的な取組 11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

5年後のめざす姿

誰もが働き続けられる職場環境づくりに向けて、企業、経済団体、労働団体、行政等が主体的に取り組むことにより、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わりなく、意欲や能力を十分発揮していきいきと働いているとともに、多くの県民が家庭生活も充実し、仕事と生活を調和させています。

主な取組内容	①働き方改革や健康経営 [®] の推進【医療保健部】【雇用経済部】 ②女性の就労支援【雇用経済部】 ③職業生活等における女性活躍の促進【環境生活部】 ④ハラスメントのない職場づくり【環境生活部】【雇用経済部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (進んだ)	判断理由	「多様な就労形態を導入している県内事業所の割合」について、目標を達成したことから左のとおり判断しました。
----------	---------	------	--

【※進展度：😊 (進んだ)、😄 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😡 (進まなかった)】

令和5年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

○再就職や正規雇用を希望する女性が能力を発揮し、希望する形で就労することができるよう、スキルアップ研修（計176名参加）や資格取得の支援を通して能力開発を行うとともに、多様な事情を抱える女性の不安や悩みの軽減に向けて女性専用相談窓口による相談等を行いました。

引き続き、一人ひとりのニーズに合わせて再就職や就労継続に向けた支援を行う必要があります。

○働き方改革を推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組むため、「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度を実施し、156社を登録、うち4社を表彰するとともに、優れた取組事例を広く紹介しました。

今後も、より多くの企業・業種から申請がなされるよう、申請の少ない業種への企業訪問を行うなど、制度について、さらなる周知が必要です。

また、働き方改革をさらに進めるため、働き方改革に意欲的な中小企業等12社にアドバイザーを派遣して、業務改善やテレワークの導入などの課題解決を図るとともに、その取組事例を県内に広く展開させるため、取組成果共有会を開催しました。さらに、テレワークを含む働き方改革に取り組むうえでの課題を解決するため、働き方改革相談窓口を設置しました。

引き続き、県内で広く「働き方改革」が進むよう取り組むとともに、労働力不足が深刻な業種や規模の小さい企業を対象に、課題解決に向けたさらなる取組が必要です。

○三重県労働相談室において、ハラスメントを含むさまざまな労働相談に対応するため、関係機関と連携しながら、的確な対応に努めました。

【以上、雇用経済部】

○一日の大半を過ごす職場での健康づくりが重要であることから、「三重とこわか健康経営

カンパニー」認定制度において、239 企業を認定しました。また、認定企業のうち、DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用して健康経営を加速させる取組を行う企業に対して「三重とこわか健康経営促進補助金」により支援するとともに、特に優れた健康経営を実践している企業について「三重とこわか健康経営大賞」として表彰しました。

【医療保健部】

○女性が活躍できる環境整備に向けて、県内企業・団体等で構成する「女性の活躍推進三重県会議」等と連携し、企業の取組促進を図りました。令和6年度3月末時点で会員数は603 団体となりました。また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、女性活躍推進アドバイザーを派遣し、常時雇用労働者数 100 人以下の県内企業7社に対し、策定を支援しました。

○ジェンダーギャップ解消をめざし、働く女性の目線で、「こうすればもっと暮らしやすい！働きやすい！」をテーマに、グループワーク「みえ働くサスティナラボ」を実施し、三重県への提言、企業への提案を行いました。（グループワーク参加企業：15社28名、成果発表会：151名参加）

○三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、市町・企業・団体等に出向き講演する「フレンテトーク」により、男性中心型労働慣行の見直しやハラスメント防止の取組を支援しました。

【以上、環境生活部】

重点目標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		6年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値
多様な就労形態を導入している県内事業所の割合 (三重県「三重県内事業所労働条件等実態調査」)		78.9%	79.9%	87.3%	88.5%	1.00	89.7%
	77.9%	80.7%	86.1%	87.4%	88.7%		

モニタリング指標	現状値	最新値
女性が結婚・出産した場合の働き方について、「産前産後休暇や育児休業等を利用しながら、出産後も働き続ける（キャリアを継続する）方がよい」と考える人の割合 (三重県「e-モニター調査」)	59.3% (H30年度)	46.1% (R5年度)

令和6年度の改善のポイントと取組方向

○再就職や正規雇用を希望する女性が能力を発揮し、希望する形で就労することができるよう、引き続き、一人ひとりのニーズに合わせた支援を行うとともに、多様な事情を抱える

女性の就職に関する不安や悩みの軽減に向けて女性専用相談窓口による相談等を行い、一人ひとりのニーズに合わせた女性の再就職や就労継続を支援します。

- 働き方改革の取組を推進するため、「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度を実施し、優れた取組事例を広く紹介することで、働き方改革を県内に広く普及します。また、男女が働きやすい職場づくりや男性育休取得促進等に取り組む企業に働き方改革推進奨励金を支給します。さらに、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの導入促進や休みやすい職場づくりを促進することで県内企業の従業員のワーク・ライフ・バランスの向上につなげていきます。
- 相談内容が年々複雑・多様化する中で、ハラスメントを含むさまざまな労働相談に対応するため、引き続き、三重県労働相談室において関係機関と連携しながら、的確な対応に努めます。

【以上、雇用経済部】

- 「三重とこわか健康経営カンパニー」認定制度の普及定着や、健康経営を加速させる取組を行う企業に対する「三重とこわか健康経営促進補助金」による支援、特に優れた健康経営を実践している企業の表彰に取り組み、企業における健康経営を促進します。
※「健康経営[®]」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

【医療保健部】

- ジェンダーギャップ解消に向け、性別役割分担意識や男性中心型労働慣行を変革し、誰もが希望に応じた働き方ができ、家庭でも仕事でも活躍できる環境となるよう、県内企業、団体と連携し、企業のトップ、リーダー層の意識啓発に向けた取組や働く女性のロールモデルとの交流会を実施します。また、意識・慣行に関する県民対象の意識調査を行うとともに、一般事業主行動計画の策定支援等の企業に向けた取組支援を行います。
- ワーク・ライフ・バランスやハラスメントの防止などさまざまなテーマを通して男女共同参画を考える「フレントーク」を実施し、誰もが安心して働き続けられる職場環境づくりを支援していきます。

【以上、環境生活部】

令和5年度に実施した子ども条例に基づく施策の実施状況一覧

(1) 子どもの権利について学ぶ機会の提供等

取組名	取組概要	対象	担当課
「三重県子ども条例」推進・啓発等の実施	子ども自身が子どもの権利について知ることができるよう「三重県子ども条例」の理念に基づき作成した「子どもの権利ワークシート」及び「デジタル絵本」について、小中学校校長会で周知し、授業で活用いただくよう依頼した。	子ども	子ども・福祉部 少子化対策課
「子どもの権利ノート」の配付	新しく児童養護施設に入所する子どもに対し、施設での生活がどのようなものかなどを知り、一人ひとりが守られる存在であることを知ることができるように「子どもの権利ノート」を配付した。また、里親等に委託される子ども向けの「子どもの権利ノート」を配付した。	幼児・小学生～高校生	子ども・福祉部 児童相談支援課
移動人権啓発事業	商業施設を利用してパネル展示、啓発物品の配布等を実施し、子どもの権利を含めた人権尊重の思想を県民に広めた。 (実施回数：13回、参加者数：1,433人)	子ども、大人	環境生活部 人権センター
三重県立図書館 児童コーナー、 ティーンズコーナー	子どもの知る権利の確保のため、児童書の新刊購入に努めるとともに、図書の閲覧、貸出、参考調査等のサービスの提供を行った。 ・児童等向け図書、雑誌購入(2,994冊) ・児童等向け図書、雑誌貸出冊数(個人貸出)(107,407冊)	子ども、大人	環境生活部 図書館
「命の大切さを学ぶ教室」の開催	教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象に、犯罪被害者等が講演者となり、子どもを亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う若者の規範意識の向上に努めた。 (開催回数：18回、受講者数：5,711人(うち中高生：5,283人))	中学生～大学生、保護者および教員	警察本部 警務課

(2) 子どもが意見表明する機会の設定等

取組名	取組概要	対象	担当課
児童相談所におけるアドボカシー	平成30年度から、児童相談所職員等を対象に子どもアドボカシー・アドボケイトに関する研修を行い、「職員の支援が子どもの自尊感情や自信を高め、困難な課題を自分で解決できるという気持ちを持たせる」「子どもが言いたいことを言う機会を持ち、耳を傾け、子どもの権利を保障する」といったアドボカシーの原則等を学んでいる。 令和5年度は、一時保護所に入所中の児童および一部の児童養護施設等に入所中の児童を対象として、アドボケイト派遣に取り組み、権利についてのワークショップやアドボケイトの紹介、希望する子どもへの個別面談や意見表明の支援など、子どもの要望に応じた支援に取り組んだ。	～高校生	子ども・福祉部 児童相談支援課
キッズ・モニターアンケートの実施	県のさまざまな施策に対する子どもの意見を集めるため、子どもを対象にインターネットを用いた電子アンケートに回答していただく「キッズ・モニターアンケート」を実施した。(実施回数：11回) (テーマ) ①障がいと手話について(子ども・福祉部) ②自転車の利用について(地域連携・交通部) ③食の安全・安心について(農林水産部) ④建設業のお仕事について(県土整備部) ⑤森林教育について(農林水産部) ⑥環境学習について(環境生活部) ⑦農林水産業と農林水産物について(農林水産部) ⑧自転車の安全利用について(環境生活部) ⑨三重県産米について(農林水産部) ⑩議員の仕事について(議会事務局) ⑪子どもの意識と生活について(子ども・福祉部)	小学4年生～高校生	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課
「第15回ありがとうの一行詩コンクール」の実施	子どもから家族や友だちなどへ、大人から子どもへ、思っているけれどもなかなかお互いに伝えられない大切な人への「ありがとう」の気持ちをテーマにした一行詩コンクールを実施した。 (募集期間：7/10～10/10) 令和5年度は、家族部門、友だち部門、地域部門にて作品を募集し、特に学校を通じた応募の呼びかけに取り組んだ結果、5,425作品の応募をいただいた。	子ども、大人	子ども・福祉部 少子化対策課
みえこどもの城における「コドモ1000ボイス」の集約	11月の児童虐待防止啓発月間の取組(オレンジリボンキャンペーン)の一環として、子どもが周りにいる大人に伝えたいことを表現した「コドモ1000ボイス」を募集、集約した。集まったメッセージについてはこどもの城館内に掲示をするとともに、抜粋して動画やポスターに加工したものを関係機関、協力企業・団体等に配布し、啓発を行った。 (みえこどもの城において、指定管理者事業として実施) (メッセージ集約数：1,007枚)	子ども、大人	子ども・福祉部 少子化対策課
中学生のメッセージ(少年の主張三重県大会)の実施	中学生が日ごろ感じていることや考えていることを広く県民に訴えることでその思いを発信するとともに、自分自身の生き方や社会とのかわりを考える機会とするため「中学生のメッセージ2023」を実施した。 主張は作文として募集、審査を経て優秀作品14点について三重県大会での発表を行い、最優秀賞などを決定した。(応募数：8,191件) (公益財団法人三重こどもわかもの育成財団等との共催により実施)	中学生	子ども・福祉部 少子化対策課
明るい選挙啓発ポスターコンクール	選挙が明るく正しく行われるよう啓発用のポスターを募集し、県審査特選作品については中央審査(主催：(公財)明るい選挙推進協会、都道府県選挙管理委員会連合会等 後援：文部科学省、都道府県教育委員会)へ出品した。 (参加校数：県内10市町96校、参加者数：1,508人)	小学生～高校生	選挙管理委員会
人権メッセージ募集	県民が、差別をなくすために真剣に取り組み、県民一人ひとりが、人権啓発の主体者であることの意識付けにつながるよう人権メッセージを募集した。(取組件数：3,367件)	子ども、大人	環境生活部 人権センター

取組名	取組概要	対象	担当課
人権ポスター募集	県内の小・中・高等学校等の児童・生徒が人権について考え、表現する機会としてポスターを募集した。優秀作品を用いた人権カレンダーの作成や巡回展示による啓発を行った。 (取組数：133校、21,789人)	子ども (小・中・高校生等)	環境生活部 人権センター
薬物乱用防止ポスター	薬物乱用を許さない明るい社会づくりを推進するため、中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校、高等学校、特別支援学校中等部・高等部に在籍する生徒から薬物乱用防止の大切さを社会に訴えるポスターを募集し、入賞作品は県内で展示するとともに、県ホームページに掲載した。 (応募数：1,336点)	中学生～ 高校生	医療保健部 薬務課
地球温暖化防止啓発ポスターコンクール	県民の地球温暖化防止への関心、意識を高めることを目的として、小・中学生を対象にポスターコンクールを実施した。 (応募者：小・中学校82校、885人)	小学生 中 学生	環境生活部 地球温暖化対策課
野生生物保護啓発ポスターコンクール	ポスター制作を通して野生生物についての保護意識を高めるとともに、県民への普及啓発を図ることを目的として、小学生から高校生を対象にポスターコンクールを実施した。 (応募数：小・中・高等学校 113校、1,343人)	小学生～ 高校生	農林水産部 みどり共生推進課
全日本中学生水の作文コンクール	8月1日の「水の日」および8月1～7日の「水の週間」に合わせて、中学生が水について理解を深めるための取組の一環として「全日本中学生水の作文コンクール」を実施した。 (テーマ：「水について考える」、三重県応募総数：421作品)	中学生	地域連携・交通部 水資源・地域プロジェクト課
土砂災害防止に関する絵画・作文の募集	土砂災害の防止と被害の軽減を図るため、国と各都道府県では、毎年6月を「土砂災害防止月間」として、各種の活動を実施している。その活動の一環として、小・中学生を対象に絵画・作文を募集し、優秀な作品を表彰する取組により啓発に努めた。 (応募数：小・中学校8校、36件)	小学生 中学生	県土整備部 防災砂防課
河川・海岸愛護ポスターの募集	川と海の役割や大切さについて理解と関心を深めるため、国と各都道府県では、毎年7月を「河川・海岸愛護月間」として、各種の活動を実施している。その活動の一環として、小・中学生を対象にポスターを募集し、優秀な作品には知事賞・議長賞等の授与を行った。 (応募数：小・中学校30校、164件)	小学生 中学生	県土整備部 河川課
国土と交通に関する図画コンクール	人びとの生き生きとした暮らしと、これを支える活力ある経済社会、日々の安全、美しい良好な環境等を実現するためのハード・ソフトの基盤形成への理解を深めてもらう活動として、国の取組に呼応し、小学生を対象に図画を募集し優秀な作品を表彰することにより啓発に努めた。 (応募数：県内2校、21件)	小学生	県土整備部 県土整備総務課
交通安全メッセージ運動	子どもが保護者等の身近な人と交通安全に関するメッセージ交換をすることで、子どもの交通安全意識を高め、家庭からの交通安全意識の向上を図った。 (参加者：15校(園)、2,382組)	子ども、 大人(主に保護者)	環境生活部 くらし・交通安全課
ビブリオバトル推進事業	ビブリオバトル(書評合戦)を活用した読書活動の推進(校内行事等への導入をはじめとした普及活動、ビブリオバトル大会の開催)により、中学生・高校生に日常的に自ら進んで読書に親しむきっかけをつくり、読書の楽しさや有益性を伝え、子どもの読書活動の推進を図った。(中学校大会参加数：13人9校、高校生地域大会および県大会参加数：延べ49人23校)	中学生 高校生	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
花育の取組(フラワー・ブロー・コンクール)	中日新聞社と7県1市が主催となり、学校環境の美化と豊かな情操教育、花による地域の快適な環境づくりなどに役立てることを目的に、小・中学校等を対象とした学校花壇コンクールを開催した。県の審査の結果、参加校78校のうち、10校が入賞し、11月10日の表彰式で表彰状や盾などを贈呈した。	小学生 中学生	農林水産部 農産園芸課 教育委員会事務局 小中学校教育課

(3) 子どもが主体的に取り組むさまざまな活動の支援

取組名	取組概要	対象	担当課
人権まなびの発表会	学校で取り組んだ人権学習や人権に関する生徒の自主的な活動の成果を発表・交流する「人権まなびの発表会」を実施した。14校の生徒が参加し、5校の生徒が取組を発表した。後日、各校の発表を動画で配信し、希望する学校の生徒が視聴した。 ・実施日：10月21日 ・開催場所：三重県総合文化センター ・参加者数：82人（生徒および教育関係者） ・動画視聴期間：11月8日～2月16日 ・視聴者数：49人（20校）	高等学校・特別支援学校高等部の生徒および教育関係者	教育委員会事務局 人権教育課
高校生フェスティバル	「三重県立高等学校産業教育フェア」「三重県高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会」「高校紹介ひろば」を実施し、高校生が日頃の学習や文化活動等の成果を情報発信した。 ・実施日：10月21～22日 ・開催場所：三重県総合文化センター、イオンモール津南 ・参加生徒延べ約1,100人、一般来場者延べ約54,200人	子ども、大人	教育委員会事務局 高校教育課
みえの地物が一番！朝食メニューコンクール	小学生（5・6年生）および中学生を対象に、子どもたち自身が地場産物を使用した朝食メニューを考え、調理するコンクールを実施した。この取組をとおして、子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けるとともに、地場産物や生産者についての理解を深めた。 (応募総数：小学生の部 1,759作品、中学生の部 4,046作品、優秀賞各部5作品)	小学校・中学校・特別支援学校の児童生徒	教育委員会事務局 保健体育課
三重県高等学校科学オリンピック大会	高校生が学校ごとのチームで、授業での学習をベースに生活に関連した課題に取り組むことにより、数学・理科・情報や科学技術に対する興味や関心を喚起するとともに、科学的な思考力・判断力・表現力等の育成を図った。 (10月22日開催 15校、15チーム 参加人数 114人)	高校1、2年生	教育委員会事務局 高校教育課
オシゴトチャレンジミエキッズ（子どもの会社見学）の実施	地域の子どもたちに貴重な学びや体験の機会を提供するため、みえ次世代育成応援ネットワークの会員企業において、会社見学（工場や職場）の受入企業を募集した。 県内の幼稚園・保育所・放課後児童クラブ等に対して見学の公募を行ったところ、11件のマッチングが成立し、会社見学（出前講座を含む。）を実施することができた。	子ども	子ども・福祉部 少子化対策課
みえこどもの城の運営	大型児童館であるみえこどもの城において、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、児童に健全な遊びを提供した。（運営は指定管理にて民間団体に委託） ・プレイランドの遊具やカブラ（積み木）の設置 ・芸術分野や科学分野の工作メニューや紹介動画の提供 ・クライミングウォールの実施 ・プラネタリウムの投影や全天周映像の上映 ・イベントホールでの体験型イベント 開館日数：289日（年間） 開館時間：9時30分～17時（冬期 9時30分～16時30分）	子ども、大人	子ども・福祉部 少子化対策課
みえこどもの城「子どもが主体的に取り組む活動＝キッズスタッフ」の実施	子ども自身がみえこどもの城のキッズスタッフとなってイベント等を企画し、準備、当日運営を行った。 イベント内容、準備、役割分担などを子どもたちが会議の中で決定し、イベント当日の運営などほとんどを子どもたちで行っている。 (みえこどもの城において、指定管理者事業として実施) ・第5期（夏）：12人 ・第6期（冬）：15人	子ども	子ども・福祉部 少子化対策課

取組名	取組概要	対象	担当課
みえこどもの城「キッズおしごと広場」の実施	みえこどもの城において、県内企業等の仕事体験イベントを実施した。 体験を通して、子どもたちがさまざまな仕事を知り、働くことの楽しさに触れる機会となった。 (みえこどもの城において、指定管理者事業として実施) ・実施日 : 4日(6・7月中・土日祝日) ・参加者 : 1,776人 ・協力企業・団体 : 28社(135人) ・学生ボランティア : 59人	子ども	子ども・福祉部 少子化対策課
みえこどもの城「出張キッズおしごと広場」の実施	県内企業の協力のもと、みえこどもの城で開催する「キッズおしごと広場」を県内の児童館で実施した。みえこどもの城に来にくい子どもたちに向けて 子どもたちがさまざまな仕事を知り、働くことの楽しさに触れる機会を提供した。 (みえこどもの城において、指定管理者事業として実施) ・実施日 : 3日(2・3月中) ・参加者 : 82人 ・実施児童館 : 3館 ・協力企業 : 3社	子ども	子ども・福祉部 少子化対策課
みえこどもの城「高校生☆プラネタリウムコンテスト」の実施	子どもたちの科学や天文、地球環境に関する興味関心を高めるとともに、高校生が考え、挑戦し、活躍する機会の提供の一環として、県内高校生を対象にプラネタリウム作品を募集し、みえこどもの城ドームシアターでの発表、審査により優秀作品を決定した。 優秀作品に選定された作品は、みえこどもの城の最新式プラネタリウム投影機を使って発表する。 (みえこどもの城において、指定管理者事業として実施) ・発表・審査 : 2月12日 8作品 ・優秀作品上映 : 上映日未定 2作品(予定)	高校生	子ども・福祉部 少子化対策課
みえこどもの城「サイエンスひろば」の実施	県内の中・高・大学生等が日頃学んでいる内容をもとに、展示、発表などを行うとともに、工作、体験の機会を小さい子どもたちに提供した。 子どもたちが実験やものづくり等の体験をとおして科学に触れ、楽しさを知ることで、興味や関心を持ち、探求心を育む機会とした。 (みえこどもの城において、指定管理者事業として実施) ・実施日 : 3月16日・17日・20日 ・参加人数 : 2,576名 ・参加校・企業等 : 6校・3企業等	高校生 子ども	子ども・福祉部 少子化対策課
発明くふう展	次代を担う子どもたちに創作する喜びと発明くふうの楽しさを体得させ、その優れた発明くふう作品を顕彰することにより、創造性豊かな人格形成をめざすことを目的として、子どもたちの発明に関する作品150点(工作85点、絵画65点)を展示する「発明くふう展」を開催した。 ・開催日 : 9月30日、10月1日 ・開催場所 : 津リージョンプラザ3階展示室 ・参加人数 : 459人	小学生～ 高校生	雇用経済部 新産業振興課
三重県環境学習情報センター	社会見学の受入れ、各種環境講座の実施等を通じて、環境保全に関する気づきや実践への機会を提供した。 ・見学視察、体験教室(学校関係104回、6,110人、一般7回、109人) ・夏休み子ども向け環境講座、「ECOサマーデイ」(10回、195人)等 (環境教育参加者数 : 20,826人)	子ども、 大人	環境生活部 地球温暖化対策課
みえこどもエコ活動	小学校、企業、行政が連携してみえこどもエコ活動に取り組むことにより、家庭を巻き込んだ環境保全活動を推進した。 (参加児童数 : 小学校6校、249人)	小学生、 大人	環境生活部 地球温暖化対策課
熊野少年自然の家主催事業「ふれあいファミリー農園」	大自然の中で、親子で協力し、ジャガイモ掘りやサツマイモの苗植えを行い、収穫の喜びを味わった。 (第1回 実施日 : 5月28日、場所 : 少年自然の家、参加者数 : 39人) (第2回 実施日 : 10月28日、場所 : 少年自然の家、参加者数 : 17人)	小学生と その保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課

取組名	取組概要	対象	担当課
熊野少年自然の家主催事業「親子DEキャンプ」	親子でテント設営や野外炊事等を行った。また椅子づくりも行き、子どもが主体となって活動する姿が見られた。 (春 実施日：6月3・4日、場所：熊野少年自然の家、参加者数：27人) (秋 実施日：9月30日 10月1日、場所：熊野少年自然の家、参加者数：18人)	小学生とその保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
熊野少年自然の家主催事業「野外料理教室」	大自然の中で親子で協力し、鶏肉のクリーム煮とバターライスづくり等に挑戦した。 (第1回 実施日：5月21日、場所：少年自然の家野外炊飯設備、参加者数：39人) (第2回 実施日：10月15日、場所：少年自然の家野外炊飯設備、参加者数：37人) (第3回 実施日：3月10日、場所：少年自然の家野外炊飯設備、参加者数：50人)	小学生とその保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
熊野少年自然の家主催事業「挑戦！ロングキャンプ」	2泊3日のロングキャンプを行い、テント泊や野外炊事、天体観測やいかだづくりなどさまざまな体験活動を行った。 (実施日：7月29日～31日、場所：熊野少年自然の家、参加者数：15人)	小学生	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
熊野少年自然の家主催事業「凧づくり教室」	施設スタッフが講師となり、参加者がオリジナル凧づくりに挑戦した。さまざまなイラスト等で仕上げ、午後からは海岸に場所を移し凧あげを行った。 (実施日：12月17日、場所：少年自然の家、参加者数：22人)	小学生とその保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
熊野少年自然の家主催事業「野鳥観察会」	双眼鏡やスコープで講師の指導、説明を受けながら「鳥合わせ」を行った。その結果、26種類の野鳥が観察されたことが確認された。 (春 実施日：4月16日、場所：御浜町志原水田、参加者数：15人) (冬 実施日：2月12日、場所：御浜町志原水田、参加者数：18人)	小学生とその保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
森林環境教育・木育の推進	森林の持つさまざまな機能や木材利用への理解を深めるとともに、森林教育について知っていただくため、学校等における出前授業の実施や、木や森林を活用した体験を通して子どもが木や森林について楽しみながら学べる「森の学校」の企画・開催、木製玩具の展示「ミエトイ・キャラバン」の開催、森林をフィールドとして子どもたちが主体的に活動するプログラム「ジュニアフォレスター育成講座」の実施、森林教育の指導者養成等に取り組んだ。 (出前授業 11回実施、「森の学校」25回開催、「ミエトイ・キャラバン」8回開催、「ジュニアフォレスター育成講座」4日実施、指導者養成講座 11回実施)	子ども(小学生が主)、大人	農林水産部 森林・林業経営課

(4) 子どもの育ちを支える人材育成、環境整備

取組名	取組概要	対象	担当課
預かり保育の推進	私立幼稚園において、地域の実態や保護者のニーズに応じ、正規の教育時間開始前や終了後、および休業日に教育活動を実施するための人件費に対し助成を行った。 (助成私立幼稚園数：13園 令和5年度交付決定数)	学校法人	子ども・福祉部 子どもの育ち支援課
放課後子ども教室の推進	放課後児童対策の一つとして、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して活動場所を設け、地域の方々の参画を得て文化、スポーツ、学習活動などの取組を支援し、子どもが地域社会の中で健やかに育まれる居場所を確保した。 (実施地域：20市町、教室数：78教室 放課後子ども総合プラン実施状況調査より)	市町	子ども・福祉部 子どもの育ち支援課
放課後児童健全育成事業の推進	放課後児童対策事業費補助金を支給する等、市町が行う放課後児童クラブ施策を支援した。 (実施地域：29市町、クラブ数：445クラブ 放課後子ども総合プラン実施状況調査より)	市町	子ども・福祉部 子どもの育ち支援課
保育士に対する研修の実施	新任保育士の資質の向上や就業継続支援を図るための研修、人権問題についての正しい知識を習得するための研修等を実施した。 (新任保育士就業継続研修：194人、人権保育専門講座：11市町、24講座)	保育士等	子ども・福祉部 子どもの育ち支援課
特別保育の促進	市町が実施する延長保育(私立156か所) (R5. 3. 31時点 延長保育等実施状況調査より)、病児保育(21か所) (R6. 3. 31時点) など多様な保育サービスを支援した。	市町	子ども・福祉部 子どもの育ち支援課
保育士等キャリアアップ研修の実施	保育士の処遇改善や資質の向上のため、募集定員を拡大し、インターネットを活用したe-ラーニング形式にてキャリアアップ研修を実施した。 (令和5年度修了者数 2,356名)	保育士等	子ども・福祉部 子どもの育ち支援課
放課後児童支援員認定資格研修の実施	放課後児童支援員として必要な知識や技能の習得等のため、インターネットを活用したe-ラーニング形式にて研修を実施した。 (令和5年度修了者数 412名)	放課後児童支援員として従事しようとする者	子ども・福祉部 子どもの育ち支援課
不適切保育再発防止に係る取組	不適切保育の再発防止に向けて、令和6年2月に四日市市、津市、伊勢市の3会場で人権擁護に関する集合研修を実施しました。集合研修の動画については令和6年4月末までの期間、県内すべての保育施設、幼稚園等に配信しました。(参加者数：3会場あわせて約150人)	保育士等	子ども・福祉部 子どもの育ち支援課
幼稚園教育研究協議会の開催	教員等の指導力を高め、本県における幼児教育の振興・充実を図るため、県内の国公私立幼稚園、認定こども園、保育所、小学校の教員等、市町教育委員会等関係者を対象に、幼稚園の教育課程の編成および実施や保育技術に関する専門的な講義、研究協議を行った。 (参加者数：271人)	幼稚園教諭等	教育委員会事務局 小中学校教育課
三重県児童館連絡協議会事務局運営	県内の36を超える児童館が相互に交流し、活動内容の向上を図るため、次の取組を実施した。 (1) 児童館事業に関する調査研究 (2) 児童の健全育成に関する活動の普及啓発 (3) 会員相互の情報交換 (4) 児童厚生員等職員研修 (5) 関係機関・関係団体との連絡・提携 (みえこどもの城において、指定管理者事業として実施)	児童館	子ども・福祉部 少子化対策課
移動児童館等の実施	大型児童館であるみえこどもの城において、子どもたちの健やかな成長、発達、自立を促すために地域で実施する「移動児童館」をはじめ、県内児童館との連携強化、地域のさまざまな団体・個人等との協働による地域の見守りネットワークづくりに取り組んだ。 ・実施回数：100回 (みえこどもの城において、指定管理者事業として実施)	児童館等	子ども・福祉部 少子化対策課

取組名	取組概要	対象	担当課
先生のための「星（天体）の授業づくり」研修	「理科が苦手で教え方がわからない」「教室の授業だけでは星の動きや宇宙空間がイメージしにくい」といった教員の声に応じて「先生のための「星（天体）の授業づくり」研修」を開催した。 （みえこどもの城において、指定管理者事業として実施） ・実施日：8月18日 ・参加者：46名	教員	子ども・福祉部 少子化対策課
不登校対策事業	スクールカウンセラー（SC）とスクールソーシャルワーカー（SSW）を、全ての教育支援センターに配置し、専門的な支援を行うとともに、不登校支援アドバイザーの助言を得ながら訪問型支援を進めた。 高校段階で不登校や休学、中途退学により学校や社会と関わりが希薄となる子どもたちに学習支援や進路相談等を行うとともに保護者の相談にも対応する県立教育支援センターを設置し、支援を進めた。 また、児童生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるための「魅力ある学校づくり」や、心の回復力を育むための「レジリエンス教育」、潜在的に支援を要する児童生徒に早期対応するための「スクリーニング」、オンラインの居場所づくりなどの取組を進めた。さらに、民間施設（フリースクール等）で行われる体験活動への支援や、保護者を対象とした相談会を開催するなど、不登校児童生徒への多様な支援を進めた。 有識者や学校関係者、市町教育支援センターやフリースクールの関係者、臨床心理士、福祉部局の関係者等による「不登校児童生徒支援推進検討会」を設置し、これまでの支援策や関係機関との連携の在り方等について協議した。（第1回7月3日、第2回10月2日、第3回2月1日）	児童生徒 教員 保護者 教育支援センター フリースクール	教育委員会事務局 生徒指導課
スクールカウンセラー等活用事業	いじめや暴力行為等の問題行動、不登校や貧困など多様な課題に対応するため、スクールカウンセラー（SC）を各公立中学校区と高等学校、特別支援学校と各教育支援センターに配置した。また、スクールソーシャルワーカー（SSW）については、全ての市町に配置して拠点となる中学校区を中心に活動するとともに、全ての教育支援センターに配置した。また、高等学校（24校）と特別支援学校（3校）を拠点に活動し、関係機関との連携のもと、課題の解決に向けた支援を進めた。さらに、生徒の日常的な相談に対応するため、教育相談員を希望する中学校と県立学校に配置した。 【SCの配置校：全150中学校区（小学校302校、中学校150校、義務教育学校1校）、高等学校56校、特別支援学校18校、教育支援センター22箇所】 【SSWの配置：33人を県教育委員会に配置】 【教育相談員：中学校125校、県立学校20校】	児童生徒 教員 保護者	教育委員会事務局 生徒指導課
みえの親スマイルワークの活用	教育委員会や三重県PTA安全互助会と連携し、親の役割や自身の成長について、気づき、学びあう機会を提供する参加型のプログラムである「みえの親スマイルワーク」を活用し、子育て支援センター、就学時検診等で、子育て中の親を対象にワークショップを開催した。 （実施回数11回、476人参加）	大人	子ども・福祉部 少子化対策課
子育て家庭応援クーポン	子育て家庭応援クーポンを発行し、地域の商店や企業の協賛による、18歳未満の子育て世帯および妊娠中の世帯に対して割引やサービスの提供を働きかけた。 （協賛企業数：2,503店舗）	子ども、 大人	子ども・福祉部 少子化対策課
みえ次世代育成応援ネットワークの活動促進	社会全体で子どもや子育て家庭を支える地域を実現するため、地域の担い手である企業や子育て支援団体等が参画し活動している「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員拡大および活動促進を図った。 （会員数：1,624会員）	大人	子ども・福祉部 少子化対策課
子どもの育ち支援活動拠点の設置・運営	子どもの育ちを応援する「みえの子ども応援プロジェクト」の活動拠点として、商業施設に「よっかいちステーション」を設置し、毎週火曜日と第4土・日曜日に、企業や団体等がボランティアとして、おもちゃの病院、太鼓体験、工作など、親子がふれあいながら楽しむ機会を提供した。（来場者数 約12,000人）	子ども、 大人	子ども・福祉部 少子化対策課

取組名	取組概要	対象	担当課
「子どもの居場所」づくりにかかる人材育成	「子どもの居場所」を始めたい方、運営力を強化したい方向けにアドバイザー派遣やインターンシップ研修、勉強会の開催等を行った。 (1)「子どもの居場所」づくり勉強会 全7回、参加者数延べ137人 (2)「子どもの居場所」づくり応援アドバイザー派遣 6件 (3)「子どもの居場所」づくりインターンシップ研修参加者 7人 (4)子どもの居場所を支援したいと考える企業・団体からの申し出を、子どもの居場所へつなぐマッチング 92件成立	大人（民間団体、市町、社協等の職員）	子ども・福祉部 少子化対策課
県生涯学習センター講座	市町行政や関連施設等と連携しながら、地域の課題解決に向けた人材育成講座等を実施した。テーマは市町のニーズに基づき決定した。 ※子どもへの絵本の読み聞かせをテーマにした講座を実施 会場 志摩市立図書館 9月10日 12人 会場 志摩市立図書館 10月15日 17人	大人（読書ボランティア等）	環境生活部 文化振興課
みえ子ども医療ダイヤル（#8000）	子どもの急な病気や事故、薬に関する心配について、医療関係の専門職員が電話相談に応じた。 ・相談時間：毎日19時30分～翌朝8時 ※日曜・祝日・年末年始（12月30日から1月3日）については、24時間対応 ・相談件数：13,953件（R5年度実績）	大人	医療保健部 医療政策課
「女性が働きやすい医療機関」認証制度	子育て時の当直免除など女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を目的に、女性が働きやすい勤務環境の改善に積極的に取り組んでいる医療機関を認証しており、広く周知を図った。 令和5年度は、11医療機関（新規7、再認証4）の認証を行い、認証医療機関は28医療機関となった。	医療機関	医療保健部 医療人材課
いじめ電話相談	子ども、保護者等を対象にいじめ電話相談を実施した。 （相談時間：毎日24時間（365日）） ・いじめに関する相談件数 180件	子ども 保護者等	教育委員会事務局 研修企画・支援課
教育相談	子ども、保護者、教員を対象にプレイセラピーやカウンセリング等の面接相談、電話相談を実施した。 （相談時間：年末年始祝日を除く、月・水・金9時～21時、火・木9時～17時） ・電話相談件数 3,803件 ・面接相談件数 4,612件	子ども 保護者 教員	教育委員会事務局 研修企画・支援課
体罰に関する電話相談	子ども、保護者等を対象に体罰に関する電話相談を実施した。 （相談時間：年末年始祝日を除く、月・水・金9時～21時、火・木9時～17時） ・体罰に関する相談件数 11件	子ども 保護者等	教育委員会事務局 研修企画・支援課
子ども専用相談電話	子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら継続して相談を受け、子どもが自らの力を回復して解決していくことができるよう手助けを行った。虐待やいじめなど子ども自身の力だけでは解決できないような場合には、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応した。 ・フリーダイヤル ・相談時間：年末年始を除く毎日13時～21時 ・相談件数：922件	子ども	子ども・福祉部 少子化対策課
妊娠レスキューダイヤルの設置	若年層の予期しない妊娠で周囲に相談できない等子どもたちの性の悩みに対する電話およびSNS相談窓口を運営するとともに、医療・保健・教育・福祉等関係機関が連携し早期からサポートすることで児童虐待の未然防止に努めた。 ・相談時間：毎週 月・水 15:00～18:00、土 9:00～12:00 （年末年始、祝日を除く） ・相談件数：電話 117件、LINE 633件	若年層（10代）	子ども・福祉部 子どもの育ち支援課

取組名	取組概要	対象	担当課
思春期保健指導セミナーの開催	中高生の性や予期しない妊娠等、思春期の子どもたちや家族が抱える性にまつわる問題を関係者が共通理解し、各々の機関で実践に活かす手法を学ぶ目的でセミナーを開催した。 (開催日：2月11日、開催形式：現地開催 参加者数：199人)	大人（医療関係者・教育関係者、保健関係者等）	子ども・福祉部 子どもの育ち支援課
給食施設巡回指導	給食を実施している保育所等児童福祉施設、私立幼稚園および学校に栄養指導員が巡回し、管理栄養士、栄養士の配置および適切な栄養管理等の実施について指導助言を行うとともに、食育の視点も捉えた指導を実施した。 ・巡回指導施設数：144施設	施設管理者および給食従事者	医療保健部 健康推進課
若年層の自殺対策推進体制構築事業	子どもの自己肯定感を高めるとともに、ストレスとの付き合い方や問題に遭遇した時、周囲に助けを求めることが大切であることを伝え、また、相談しやすい環境づくりや精神疾患への早期支援に地域の実情に応じて取り組んだ。 ・専門相談窓口の設置 新規相談件数 223件 ・アウトリーチ型支援 31件 ・教員等を対象とした研修：8回、380人受講 ・生徒を対象とした自殺予防の授業：6回、768人受講 ・保健医療・教育関係者等を対象とした研修：2回、191人受講 ・関係機関による支援ネットワーク会議への参加助言等：1回	主に中学生・高校生およびその保護者・学校関係者	医療保健部 健康推進課
人権に関わる相談員スキルアップ講座等	人権の視点での県内各機関の相談員等の資質向上を図るため、人権に関わる相談員等スキルアップ講座を開催した。 ・「ひきこもる人とその家族への支援 家族会からのメッセージ」 ・「ヤングケアラー支援について ヤングケアラーの理解と支援について（国と本県が実施した実態調査結果等から）」 ・「子どもの権利条約 子どもの人権をまもるために」 ・「性のあり方の多様性を認め合うために」 ・「生活支援の現場から伝えたいこと～エスペランサの活動より～」 (取組数：5講座、参加者数：304人)	大人（人権に関わる相談員）	環境生活部 人権センター
SNSを活用した相談	いじめをはじめとするさまざまな悩みを抱える子どもたちが、安心して学校生活を送ることができるよう、多言語でも相談できるSNSを活用した相談を実施した。 ・開設期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日 ・相談時間：年末年始祝日を除く平日17時から22時 ・対象者：県内全ての中学生、高校生 ・相談件数：257件	子ども	教育委員会事務局 研修企画・支援課
子どもの心サポート事業	思春期の子どもたちの悩みや不安に対する理解と適切な支援が行えるよう、教育相談に関する研修講座を実施した。教員の資質向上を図るとともに、学校では解決が困難なケースを中心に、カウンセリングや心理療法等の面接相談を実施した。 ・思春期の子どもたちの心を理解する研修講座数 4講座 ・思春期の子どもにかかると面接相談件数 2,402件 教育相談に関する研修講座を実施し、児童生徒の心の問題に対する理解と適切な支援が行えるよう、教員の資質向上を図った。また、学校における教育相談体制の確立に向けて、中核的リーダーを育成する研修を実施した。 ・教育相談に関する研修講座数 29講座 ・延べ受講者数 928人	子ども 保護者 教員	教育委員会事務局 研修企画・支援課

取組名	取組概要	対象	担当課
生活困窮家庭の 子どもの学習支 援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、県所管地域（多気町を除く郡部）の生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の小中学生を対象に、学習習慣の確立、志望校への進学支援などの学習支援を行った。また、高校生をはじめ、高校を中退した人、中学校卒業後進学していない人（「高校生世代」という。）を対象に、進学、就労に向けた進路選択や再就学等の相談支援等に取り組んだ。 ・支援者数：高校生世代6名（大学等進学者：0名） 中学生24名（高校進学者：9名） 小学生3名	小学生 中学生 高校生世 代	子ども・福祉部 地域福祉課
日本語指導の充 実	外国人生徒支援専門員、日本語指導アドバイザーを活用し、外国人生徒が社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、課外授業等による学習指導や進路相談を実施した。また、日本語指導が必要な外国人生徒等の学習指導にかかる情報について、調査票を活用して中学校から高等学校へ必要な情報の引継ぎを行う取組を進めた。 ・外国人生徒支援専門員の配置 4人 ・日本語指導アドバイザーの配置 1人 ・調査票を活用した中学校から高等学校への情報の引継ぎ 7市で実施	高校生、 教員	教育委員会事務局 高校教育課
多文化共生社会 のための外国人 児童生徒教育推 進事業	日本語指導が必要な外国人児童生徒が、将来、社会の一員として自ら能力を発揮し活躍できるよう、外国人児童生徒の在籍が多い拠点校等のノウハウを生かした受入体制整備を進めるとともに、外国人児童生徒巡回相談員（17人）を派遣し、日本語指導、学校生活への適応指導の充実を図った。 さらに、ICTを活用したオンラインによる日本語教育を実施し、散在地域の児童生徒等の日本語教育の充実を図った。（利用者59人）	小・中学 生、教員	教育委員会事務局 小中学校教育課
教職員研修	主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善による授業力向上や教育課題への対応力等の専門性について、経験や職種に応じた研修を実施した。また、言語活動を中心とした授業づくりのための英語指導力向上の研修、1人1台端末等を活用した授業実践を通してICT活用指導力を向上するための研修、学校改善や授業研究や教育相談を推進できる中核的リーダーを育成する研修を実施した。 ・実施講座数 622講座 （内訳） 集合研修 396講座 遠隔研修 207講座 集合・遠隔研修 8講座 中止 11講座 ・受講者数 24,543人	教員	教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修推進課
個に応じた指導 （みえスタ ディ・チェック のCBT化）	令和5年度みえスタディ・チェックを1人1台端末を活用し、CBT（Computer Based Testing）で実施した。 実施後すぐに児童生徒の学習内容の定着状況等を把握し、早い段階からの課題の改善に向けた取組を進めた。	小・中学 校教員 小・中学 校、特別 支援学校 の児童生 徒	教育委員会事務局 学力向上推進PT
子どものつまず きに対応した ワークシート等 の提供	学習内容の定着を図るため、学習指導要領の趣旨や内容に基づき、子どもたちのつまずきに対応したワークシート集「三重の学-Viva!!セット第24弾」を県内小・中学校に冊子で提供した。あわせて、小学5年生および中学2年生の1人1台端末にも提供した。 また、小学5年生および中学2年生の児童生徒の1人1台端末に、国語、算数・数学の課題のある基本的な問題（2月1日から3月29日までの平日。毎日1問。5～10分程度でできる問題）を提供した。	小・中学 校教員 小・中学 校、特別 支援学校 の児童生 徒	教育委員会事務局 学力向上推進PT

取組名	取組概要	対象	担当課
みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業	子どもたちが運動の楽しさや喜びを知り、運動することが好きになるよう、研修会等とおして指導の工夫や改善を図った。さらに、学校・家庭・地域が主体となって子どもたちが運動する機会を増やすよう取り組むとともに、生活習慣の改善を総合的に推進し、体力向上に向けた取組を継続的に進めた。 ○就学前教員対象研修会 1月 13人参加 ○小学校教員対象研修会 8月 366人参加 ○中学校・高等学校教員対象研修会 10月 161人参加 11月 45人参加	就学前・小学校・中学校・高等学校の教員および児童生徒、幼児と保護者、市町教育委員会等	教育委員会事務局 保健体育課
元気アップブロック別協議会	「令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における三重県の結果から、体力向上の取組成果と課題について情報を共有し、各学校が令和6年度の目標や計画を設定する「みえ子どもの元気アップシート」の作成取組について説明した。また、グループ協議にて、各学校の課題解決に向けた「1学校1運動」の取組や「生活習慣の改善」の取組について協議するとともに、各学校の取組事例や効果的な1学校1運動の好事例を共有した。 ・3月4日、15日 計517人参加	小学校・中学校・高等学校の教員、市町教育委員会等	教育委員会事務局 保健体育課
運動部活動サポーター派遣事業	高等学校の運動部活動に、地域のスポーツ指導者を外部指導者として派遣し、部活動の取組を充実させた。 (県立高等学校32校に対し50人を派遣)	地域のスポーツ指導者	教育委員会事務局 保健体育課
部活動指導員配置促進事業	中学校・高等学校の運動部活動に、教育に対する理解および専門的指導力を備えた地域のスポーツ指導者を、運動部活動指導員として配置することで、顧問の負担軽減や運動部活動の充実・活性化を図った。 (中学校85校に対し120人配置、県立高等学校30校に対し42人を配置)	地域のスポーツ指導者	教育委員会事務局 保健体育課
令和の日本型学校体育構築支援事業(テーマ3:多様な武道等指導の充実および指導体制の強化)	中学校における武道・ダンスの必修化に伴う課題を解決するため、安全に配慮した指導ができるよう、専門性を有する地域の武道・ダンス指導者を外部指導者として中学校に派遣し、保健体育科における武道・ダンス授業の充実を図った。 (中学校17校に対し24人を派遣)	地域のスポーツ指導者	教育委員会事務局 保健体育課
子ども読書活動推進会議	「第四次三重県子ども読書活動推進計画」に基づく県の取組や課題について、また「第五次三重県子ども読書活動推進計画(仮称)」の策定について各委員の専門的な知識や実践をもとに読書活動推進のための幅広い意見を聴取するとともに、県の推進計画の進捗状況の定期的な管理と新たな推進施策について提案・検討のための会議を開催した。 (2回 7月12日、3月7日)	三重県子ども読書活動推進会議委員	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
地域学校協働活動推進のためのコーディネーター養成講座	地域学校協働本部関係者、コミュニティスクール関係者、教員等を対象に地域が学校と連携・協働して地域を創生する「地域・学校協働活動」の中核を担う地域学校協働活動推進のためのコーディネーターの育成を図るため養成講座を実施した。 (4年間で8回計画:本年2年次、8月4日、11月8日:延べ参加者数107人)	地域学校協働本部関係者、コミュニティスクール関係者、教員等	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
フォローアップ講座	コーディネーター養成講座認定者のさらなる学びの場とネットワークづくりのため、当該地域の課題に気づく場を設けるとともに、各地域の課題を明らかにし、受講者同士で考え、解決の道筋を学ぶ場を開催した。(2月3日:参加者数32人)	地域学校協働活動推進のためのコーディネーター養成講座の認定者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課

取組名	取組概要	対象	担当課
少年相談110番	少年や保護者等から家庭問題、交友問題、学校問題、犯罪被害等の悩みや困り事の相談に応じ、必要な指導・助言を行った。 ・フリーダイヤル ・相談時間：祝祭日、年末年始を除く月から金曜日9時から17時 (相談件数：27件)	子ども、保護者、教員等	警察本部 少年課
「三重県版コネクションズ」による非行少年の立ち直り支援等	家庭、学校、交友等の周囲の環境や自身に問題を抱えた少年に対し、少年警察協会員、大学生ボランティア等の少年警察ボランティアや関係機関・団体等と連携し、農業体験やスポーツ体験活動等の立ち直り支援に取り組んだ。 (支援対象少年：9人、支援回数：74回)	非行少年 被害少年	警察本部 少年課
インターネット上の違法・有害情報から少年を守る対策	インターネット利用に起因する児童の犯罪被害を防止するため、携帯電話販売店に対し、スマートフォン等販売時に使用者が子どもである場合には保護者に対するフィルタリングの説明・推奨等を徹底するよう要請した。 (携帯電話販売店：延べ23店舗) ※令和5年1月～12月 非行防止教室等を通じ、児童・生徒、保護者等に対してインターネット利用に潜む危険性やフィルタリングの必要性、家庭でのルールづくり等の啓発を実施した。 (インターネットにかかる非行防止教室実施回数：延べ218回、参加者数：延べ34,319人、うちリモート教室 4回、156人)	携帯電話事業者 小学生～高校生、専門学校生、保護者および教員	警察本部 少年課
インターネットの適正利用の推進	年3回(8月下旬～9月・11月・1月)、児童生徒に関わるインターネット上の問題ある書き込みを検索するネットパトロールを実施した。検知された問題ある書き込みについては、当該校と共有して対応した。また、ネットパトロールでは検知が難しい、SNSなどでの閉ざされたやりとりにおいて、不適切な書き込みを発見した場合に、県民の方が、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ～る」を運用した。把握した書き込みは学校や市町教育委員会と連携して対応した。	児童生徒 教員 保護者	教育委員会事務局 生徒指導課
「非行防止・薬物乱用防止教室」の開催	少年の規範意識を向上させるため、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を訪問し、非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催した。 (実施回数：延べ458回、参加者数：延べ57,088人、うちリモート教室9回、1,347人)	幼児～高校生、大学生、専門学校生、保護者および教員	警察本部 少年課
学校薬剤師による薬物乱用防止教室「くすりの正しい使い方教室」	覚醒剤や大麻等の違法薬物の乱用だけでなく、医薬品を医療目的から逸脱した用量や用法等で使用することも薬物乱用であるため、薬局等で購入できる一般用医薬品等の服用方法や副作用等、くすりの正しい使い方について、薬物乱用防止教育の一環として、学校薬剤師による薬物乱用防止教室を実施した。 (実施校数：155校)	小学生(高学年)～高校生	医療保健部 薬務課
薬物乱用防止教育認定講師等による薬物乱用防止教室「ダメ。ゼッタイ教室」	ライオンズクラブ国際協会334-B地区と公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターが共同で認定した薬物乱用防止教育認定講師等が薬物乱用防止教室を実施した。 啓発用ビデオやCD-ROMを活用した薬物乱用防止教育を行うとともに、地域のおじさんやおばさんとして、また、人生の豊富な経験を生かし「語り部」として、生き方「ライフスキル」を小中高生に伝えた。 (実施校数：122校)	小学生～高校生	医療保健部 薬務課
青少年健全育成協力店運動	「三重県青少年健全育成条例」に基づき、関係機関と連携して子どもを有害環境から保護する取組を進めるとともに、立入調査を実施した。 立入調査実施件数 2,014件 (子どもの利用の多い店舗のうち青少年健全育成協力店の割合：99.8%) (令和6年3月末現在)	大人	子ども・福祉部 少子化対策課

取組名	取組概要	対象	担当課
子ども農山漁村ふるさと体験推進事業	農山漁村でのふるさと体験活動を通じて、小学生から大学生の学ぶ意欲や自立心を育み、その力強い成長を支えるため、体験指導者の育成などによる受け入れ地域の体制強化を図った。 (受入地域16地区)	農山漁村地域の大人	農林水産部 農山漁村づくり課
防犯ボランティア団体等との連携による子ども見守り活動等の推進	「防犯ボランティア団体物品支援事業」により、防犯ボランティア団体に対して防犯活動用物品の配布等の支援を行った。また、政府において策定された「登下校防犯プラン」に基づき、事業所等が通学路等において、平素の活動を通じて子どもの見守りを行う「ながら見守り」の実施を働きかけたほか、三重県警察認定「子ども安全・安心の店」の拡充など、子どもの安全を確保する活動の活性化を図った。 (防犯ボランティア団体物品支援事業対象団体数：4団体、子ども安全・安心の店認定数：1,470事業所 ※令和6年3月末現在)	防犯ボランティア団体のほか、ボランティア活動に従事する事業所等	警察本部 生活安全企画課
「交通安全アドバイザー」の派遣による交通安全教育の推進	幼児の保護者等が、日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等に、子どもに対し、正しい交通ルールや交通マナーを教えられるよう幼児の保護者等を対象に、「交通安全アドバイザー」による参加・体験・実践型の交通安全教育を推進した。 (18回、保護者：414人)	幼児の保護者および教員	警察本部 交通企画課
働きやすい職場づくり事業	誰もが働きやすい職場づくりを目的に、残業時間の削減や休暇の取得促進、育児や介護をしながら働き続けられる職場づくりなどに積極的に取り組む企業等を登録するとともに、特に優れた実績を有する企業等を表彰し、併せて優れた取組事例を広く紹介した。 (令和5年度登録数：156社、表彰：4社、表彰式：2月5日開催)	企業等	雇用経済部 雇用対策課
働き方改革取組発信事業	働き方を見直し、企業におけるワーク・ライフ・バランスを促進するため、セミナーの開催や優良事例の紹介などによる普及・啓発を行った。 【セミナー等の開催】 ○働きやすい職場づくりセミナー 7月10日(会場およびオンライン開催)54人参加 9月20日(会場開催)21人参加 ○働き方改革取組中間成果共有会 11月7日・8日(会場およびオンライン開催)13社参加 ○取組成果共有会およびセミナー 2月6日(会場およびオンライン開催)86人参加	企業等	雇用経済部 雇用対策課
教員のための博物館の日2023	教育委員会、美術館と連携しながら、教員に博物館に親しんでいただくとともに、貸出教材や出張講座など博物館の資料や活動を、授業で活用できる学習資源として知ってもらうことを目的に実施した。 ・開催内容 ①博物館概要説明、博物館活用事例紹介 ②アウトリーチ活動紹介 ③美術館の教育プログラム紹介と講座体験 ④常設展・企画展見学 (開催日：8月24日、参加者数：40人)	大人(教員)	環境生活部 総合博物館
ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、ヤングケアラー支援についてのハンドブックを作成するなどの啓発活動を行った。 ・県民向け啓発フォーラムの開催(8月26日、166名参加) ・出前講座の実施(9回509名参加)	市町職員 教員 民生委員 児童委員 NPO団体	子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課

**みえ子どもスマイルレポート<令和6年度(2024年度)版>
～「三重県子ども条例」および「第二期希望がかなうみえ
子どもスマイルプラン」に基づく施策の実施状況について～**

令和6(2024)年6月

三重県子ども・福祉部少子化対策課
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
TEL 059-224-2404
FAX 059-224-2270